

春日井市障がい者総合福祉計画



平成21年3月

春日井市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格	3
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	5
2	基本目標	7
3	基本的な視点	8
4	重点課題	10
5	施策の体系	12

第3章 障がい者の推移と推計

1	本市の人口および障がい者の推移と推計	15
2	年齢別手帳所持者数などの推移と推計	18

第4章 障がい者福祉施策の推進

1	啓発と交流の推進	27
2	保健・医療の充実	30
3	保育・教育の充実	34
4	雇用・就労の促進	37
5	福祉サービスの充実	40
6	生活環境の整備	46
7	スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進	49
8	情報・コミュニケーション支援の推進	52

第5章 障がい福祉サービスなどの現状と推計

1	障がい福祉サービスなどの現状と評価	54
2	平成23年度までの目標	59
3	障がい福祉サービスなどに関する見込み量と確保のための方策	63
4	地域生活支援事業に関する見込み量と確保のための方策	68

第6章 計画の推進

1	庁内関連機関の連携	73
2	関係機関との連携	73
3	人材の育成・確保	73
4	計画の進行管理	73

資料

1	策定の経緯と体制	74
2	市内の障がい者(児)福祉施設など	79
3	障がい者のニーズに関する調査の概要	82
4	用語説明	108

は じ め に

近年、少子高齢化や家族形態の変化、ニーズの多様化が進み、国の障がい者福祉施策においても、措置制度から支援費制度へ、そして平成18年4月には、障がいのある人が自立し地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す障害者自立支援法が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきています。



こうした中、本市では平成16年3月に第2次春日井市障害者計画を策定し、ノーマライゼーションの理念のもと、さまざまな障がい者福祉施策を計画的に推進してまいりました。

また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づき、福祉サービスの種類ごとの見込み量やその確保を図るため、春日井市障害福祉計画を策定し、相談支援の充実や地域生活への移行に取り組み、障がいのある人の自立を支援してまいりました。

こうしたこれまでの取り組みを一層充実するとともに、変化する社会情勢に的確に対応し、障がい者福祉施策を総合的に推進していくため、障がい者計画と障がい福祉計画を一体的にまとめた「春日井市障がい者総合福祉計画」を、新たに策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を目指し、保健、福祉、医療、教育、雇用など幅広い関係者、事業者、市民の皆様方などと連携を図り、障がい者福祉施策の着実な推進を図ってまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました障がい者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントなどにより、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成21年3月

春日井市長 伊藤 太

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい者施策は、平成5年に策定された「障害者対策に関する新長期計画」により展開してきました。その後、平成14年に「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障がいの有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、新しい障害者基本計画が策定されました。

また、同時に「重点施策実施5か年計画」が策定され、障がい福祉サービスの目標量が示されました。

平成15年4月からは支援費制度が導入され、従来の措置制度にかわって利用者が必要な障がい福祉サービスを主体的に選択できるようになりました。平成17年4月には、発達障がい者の自立及び社会参加に関する生活全般にわたる支援を図る発達障害者支援法、平成18年4月には、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすため障害者自立支援法が施行されました。

また、平成18年12月に国連総会で「障害者権利条約」が全会一致で採択されました。この条約は、「障がいのあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、この目的を達成するため、必要な立法、行政措置を条約締結国に求めています。さらに、障がい者を取り巻く状況として、詐欺や虐待など人権に係る事件・事故の発生が見られることや地域生活への移行がますます進むことにより、障がい者に対する権利擁護の重要性が増しています。

平成19年12月には、障害者基本計画の後期5か年における諸施策の着実な推進を図るため、新たな「重点施策実施5か年計画」が策定されました。

愛知県においては、平成13年に「21世紀あいち福祉ビジョン」を策定し、「自立と自己実現を支える福祉」をめざした長期的な福祉の進むべき方向を定めて、障がい者施策を推進しています。

本市においても、平成9年度に「ともに生きるまち春日井」をテーマとした「春日井市障害者計画」、平成16年に「第2次春日井市障害者計画」を策定し、障がい者福祉に関する施策を展開してきました。

このような中で、社会生活環境、家族形態とその機能が大きく変化し、障がいの重度化・重複化、障がいのある人の高齢化などにより福祉ニーズも多様化してそれに伴う新たな課題も生じてきました。さらに、障害者自立支援法において、市町村においてサービス種類ごとの必要量の見込みと見込み量確保のための計画として「障害福祉計画」の策定も義務付けられ、平成18年度に「春日井市障害福祉計画（第1期）」を策定しています。

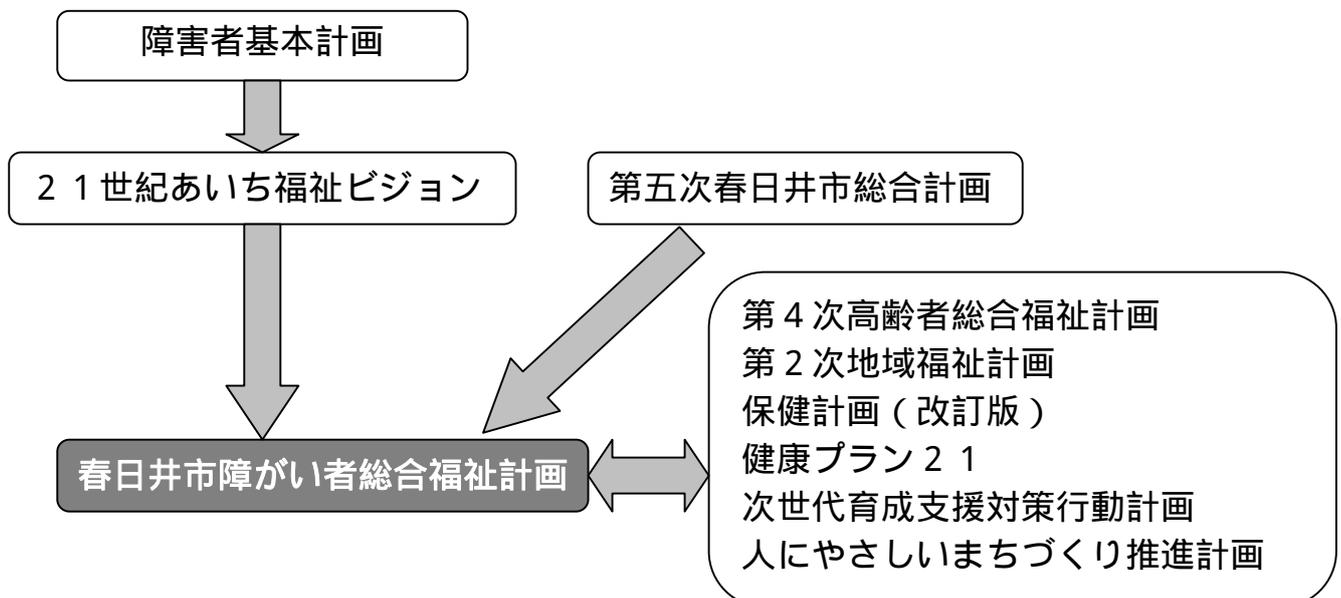
本計画は、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第2次春日井市障害者計画」の見直しを行うとともに、新たに障害者自立支援法に基づく「春日井市障がい福祉計画（第2期）」の策定を行うものです。

2 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を一体的に策定するもので、これらの計画が整合と調和の保たれたものとするため、両計画を総称して「障がい者総合福祉計画」としました。

障がい者総合福祉計画

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成19年4月1日一部改正法施行)	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)
性 格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第9条) 長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保のための方策などの計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」および愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本とし、関連計画と整合を保った春日井市総合計画の部門計画	障がい者計画の生活支援に関連した部分を中心とした施策の具体的な数値目標



3 計画の対象

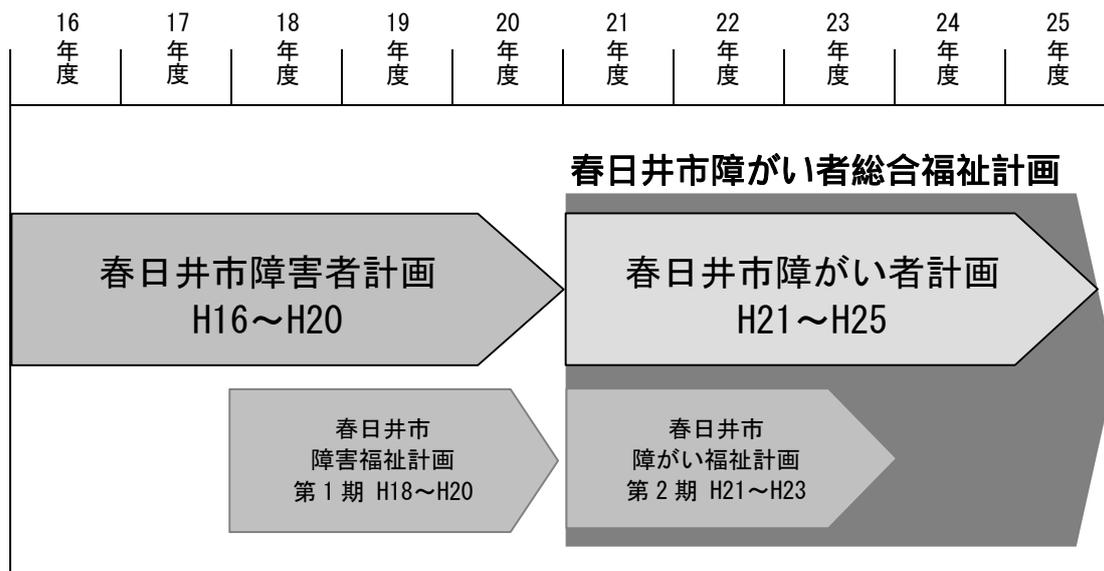
この計画の対象範囲は、障害者基本法の理念に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、障がい児および難病患者などとし
ます。このため、サービスの利用対象者は、各種手帳制度の認定による障がい者
だけでなく、より幅広く障がい者を対象とします。

4 計画の期間

障がい者計画の期間は、平成 25 年度までとします。

障がい福祉計画の期間は、旧体系の福祉施設が新たなサービス体系への移行
を完了する平成 23 年度を目標として、第 2 期を平成 21 年度から平成 23 年度
の 3 か年とします。

ただし、国、県などの動向・障がい者のニーズや社会情勢の変化に対応する
ため必要に応じて見直しを行います。



第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、誰もが地域の中であたりまえの生活が送れる社会をめざす「ノーマライゼーション」と、一人の人間として人間性の回復をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、「完全参加と平等」、「権利擁護（アドボカシー）」、「バリアフリー」の達成に向けて、障がい者施策に取り組んできました。

障がいのある人の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現できるような生活をめざし、それを推進し、援助することが必要です。

また、障がいのある人の生活については、日常生活における質的向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっているなかで、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。

そのためには、障がいのある人に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らしていける地域社会の構築をめざすことが必要です。

誰もが住みなれた地域や家庭でともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がいのある人の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション」の理念、さらに障がいの有無に関係なくすべての人が、社会の構成員として包み支えられるという「ソーシャルインクルージョン」の理念をふまえ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざしていきます。

(1) ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いを受けることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル(正常)」という考え方です。つまり、障がいのある人を始め、誰もが地域のなかであたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念です。

(2) リハビリテーション

リハビリテーションとは、医学的なリハビリテーションにとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージ(人生の各段階)において、全人間的な復権(何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限まで引き出すこと)をめざそうという理念です。

(3) ソーシャルインクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念です。

(4) 共生社会

共生社会とは、「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う」社会という考え方であり、住み慣れた地域で共に支え合いながらいきいきと安心して暮らしつづけられる社会をめざそうという理念です。

そして、障がいのある人も社会の対等な構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加するとともに、社会の一員としての責任を分担することが必要とされています。

2 基本目標

障がいのある人もない人も、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らしつつけられる思いやりと笑顔あふれるまちをめざし、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ソーシャルインクルージョン」、「共生社会」を基本理念とし、地域の特色を生かしながら、誰もが互いに尊重し合い、支え合い、助け合うことのできる福祉文化を培い、市民の意識をはぐくみ、ともに学び、ともに働くことができるまちづくりを進めるため、

「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」

を基本目標とします。



3 基本的な視点

本計画では、施策の取り組む基本的な視点を次のように設定します。

(1) 社会のバリアフリー化

「人にやさしいまちづくり」を基本に、障がいのある人もない人も自由に行動し、安心して生活できるよう、情報、心理、意識なども含めた社会的環境と住宅、道路、建物などの物的環境の両面から生活環境のバリアフリー化を推進します。

また、生活環境の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人が利用しやすいまちづくりの推進に努めます。

(2) 自己実現の支援

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的にサービスを利用し自立した生活が送れるように、多様な障がい特性に応じた適切な施策を推進するとともに、サービスに関する情報提供や相談体制などを充実し、障がいのある人の自己実現を支援します。

(3) ライフステージに対応した施策の推進

ライフステージによって異なる生活形態や生活環境による課題の把握に努め、地域での自立した生活を支援することを基本に、障がいのある人一人ひとりのニーズに対応して、人生の各段階に応じて総合的かつ適切な支援を推進します。

(4) 多様化するニーズへの対応

障がいのある人の高齢化、障がいの重度・重複化、障がいの種類や程度によって異なるさまざまな生活課題やニーズに対応するため、保健・医療・福祉にとどまらず、幅広い分野にわたる多くの関係機関や団体などとの連携により、一人ひとりに適した個別的な支援を推進します。

4 重点課題

本計画は、次の4つを重点課題として取り上げ、積極的に施策を推進していきます。

(1) 施設入所から地域移行

今までの入所施設や病院などにおける集団生活から、障がいのある人個々の状態やニーズにあった支援を充実させ、障がいのある人やその家族の希望に基づき、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を促進します。そのため住宅への入居支援や住宅の改修支援を始め、グループホーム、ケアホームの設置など、生活の基盤整備を促進します。

(2) 地域生活支援の充実

障がいのある人やその家族が安心して地域での生活が送れるよう、障がい者生活支援センターにおける相談支援や成年後見制度への利用支援を充実するとともに、地域での生活を支えるホームヘルプサービスやショートステイの充実、生活介護、児童デイサービスなど日中活動の場となる通所施設の利用促進を図ります。

また、ボランティア活動を推進するとともに、地域自立支援協議会を通して障がいのある人がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

(3) 雇用・就労の促進

障がいのある人が安定した質の高い生活が送れるよう、一般企業、ハローワーク、学校、障害者就労・生活支援センターなどの相談支援事業者、就労支援事業者などと連携し、障がいのある人の雇用機会の確保拡大を図るとともに、就労への支援を充実します。

(4) 障がいのある人の自立支援

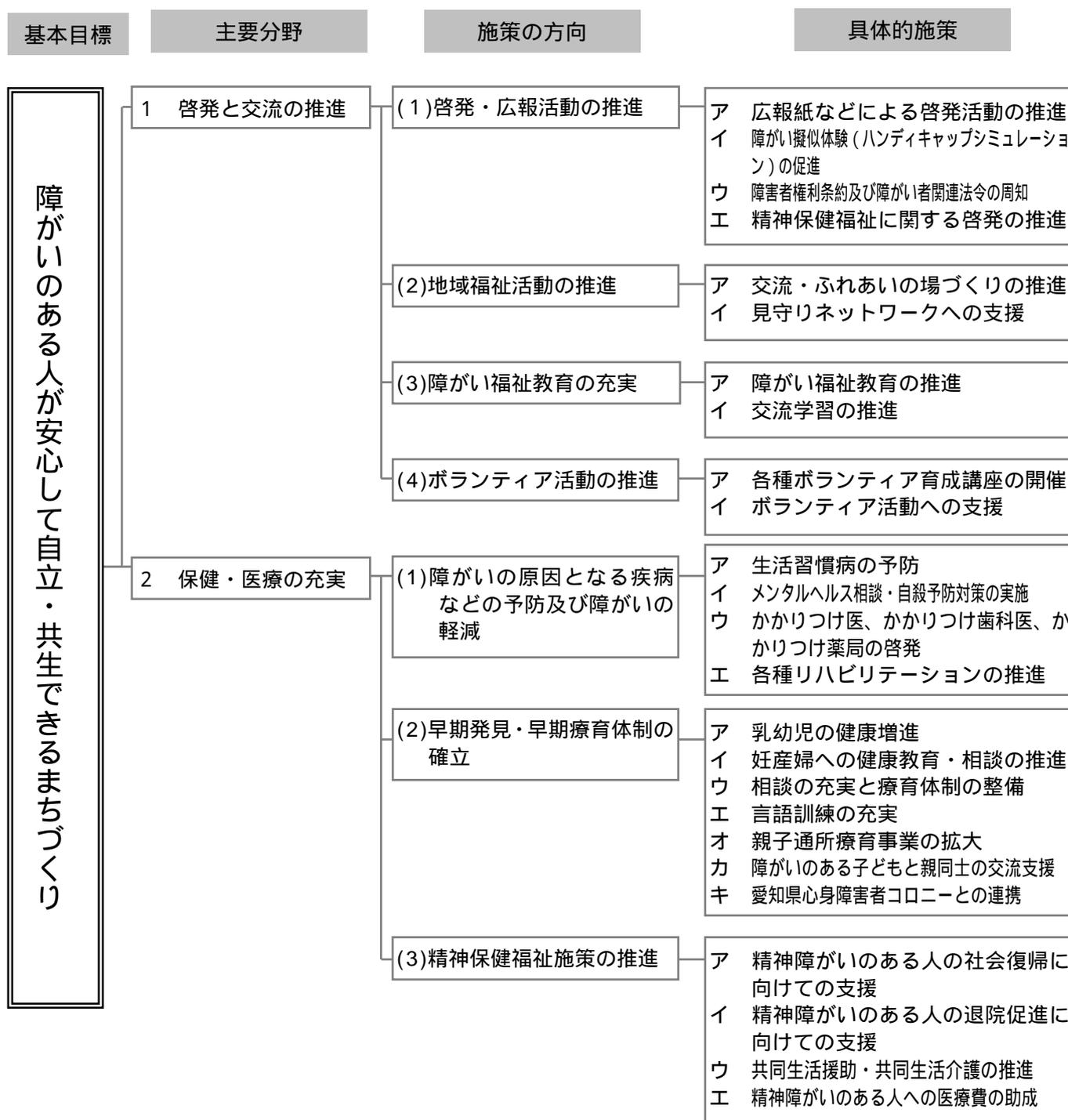
障がいのある子どもが社会に出て地域で暮らす力を身につけられるよう、母子保健及び療育・教育支援事業の充実を図ります。

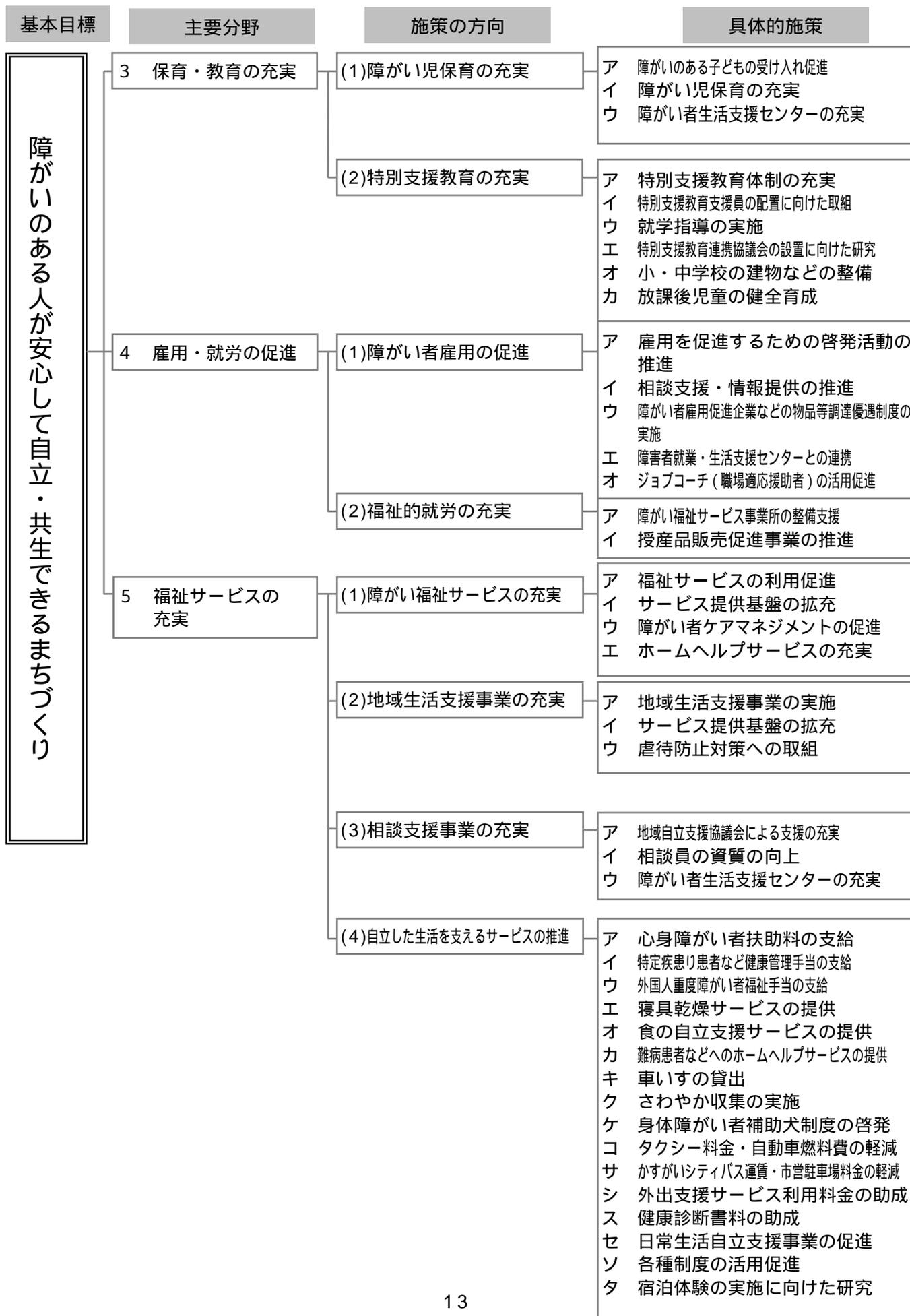
身体、知的障がいのほか、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいの早期発見を図り、療育支援体制を充実します。また障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進します。

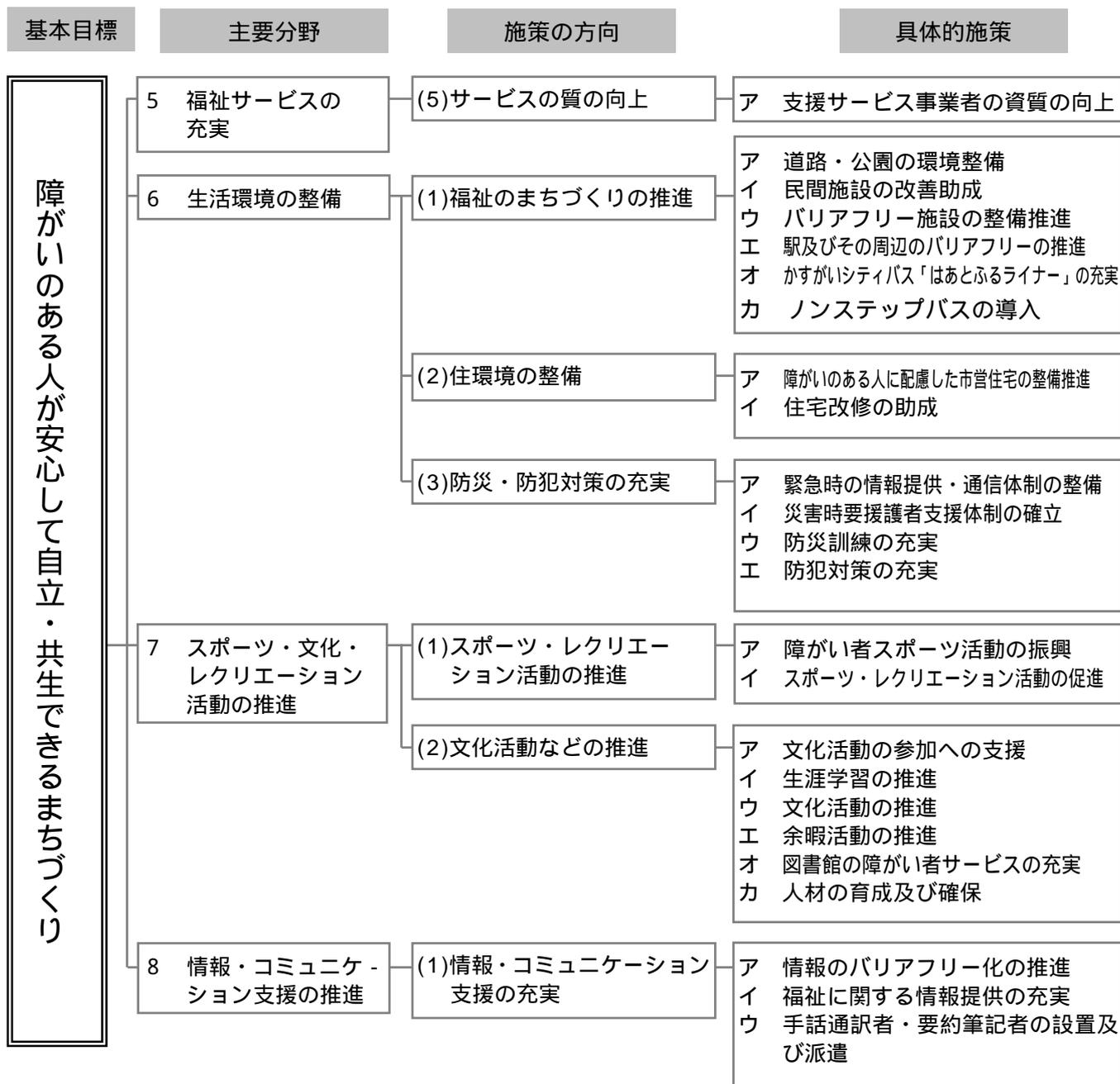


5 施策の体系

障がいのある人への支援施策を推進するため、先に述べた4つの重点課題をふまえ、8分野において、その項目ごとにそれぞれの計画内容を示します。







第3章

障がい者の推移と推計

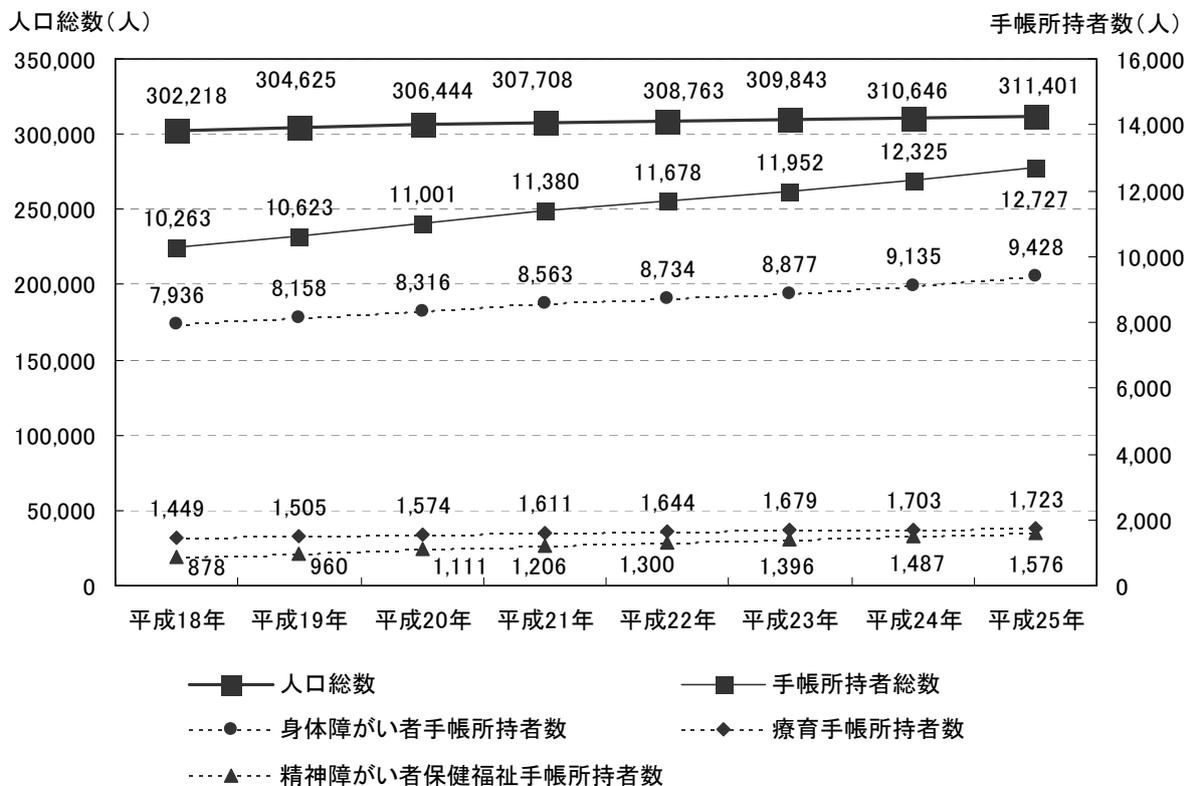
1 本市の人口および障がい者の推移と推計

本市の総人口は、平成18年10月1日現在で302,218人、平成20年10月1日現在306,444人となっており、増加傾向となっています。目標年次の平成25年の総人口は311,401人、障がい者手帳所持者数は12,727人と推計されます。

また、本市の総人口に対する各障がい者手帳所持者数の比率をみると、平成20年10月1日現在で、手帳所持者数全体で3.59%、身体障がい者手帳所持者数で2.71%、療育手帳所持者数で0.51%、精神障がい者保健福祉手帳所持者数で0.36%となっており、各障がい者手帳所持者数の比率は年々増加しています。目標年次の平成25年で、手帳所持者数全体で4.09%、身体障がい者手帳所持者数で3.03%、療育手帳所持者数で0.55%、精神障がい者保健福祉手帳所持者数で0.51%と推計されます。

平成20年10月1日現在の障がい者手帳所持者の種類別構成比をみると、身体障がい者手帳所持者が75.6%（8,316人）、療育手帳所持者が14.3%（1,574人）、精神障がい者保健福祉手帳所持者が10.1%（1,111人）となっています。

図表 本市の総人口と各障がい者手帳所持者数の推移と推計



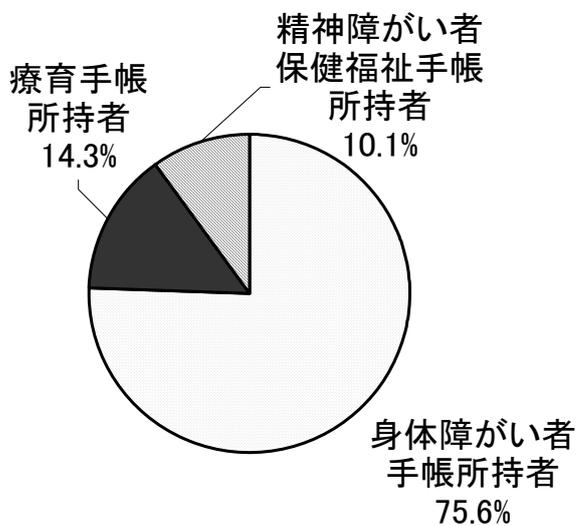
各年 10月1日現在 平成21年以降は推計値

(単位：人)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
人口総数	302,218	304,625	306,444	307,708	308,763	309,843	310,646	311,401	
手帳所持者総数	10,263	10,623	11,001	11,380	11,678	11,952	12,325	12,727	
対総人口比率	3.40%	3.49%	3.59%	3.70%	3.78%	3.86%	3.97%	4.09%	
内訳	身体障がい者手帳所持者数	7,936	8,158	8,316	8,563	8,734	8,877	9,135	9,428
	対総人口比率	2.63%	2.68%	2.71%	2.78%	2.83%	2.86%	2.94%	3.03%
	療育手帳所持者数	1,449	1,505	1,574	1,611	1,644	1,679	1,703	1,723
	対総人口比率	0.48%	0.49%	0.51%	0.52%	0.53%	0.54%	0.55%	0.55%
	精神障がい者保健福祉手帳所持者数	878	960	1,111	1,206	1,300	1,396	1,487	1,576
	対総人口比率	0.29%	0.32%	0.36%	0.39%	0.42%	0.45%	0.48%	0.51%

各年 10月1日現在 平成21年以降は推計値

図表 障がい者手帳所持者の種類別構成比（平成20年10月1日）



区 分	人数	割合 (%)
身体障がい者手帳所持者	8,316	75.6
療育手帳所持者	1,574	14.3
精神障がい者保健福祉手帳所持者	1,111	10.1
計	11,001	100.0

2 年齢別手帳所持者数などの推移と推計

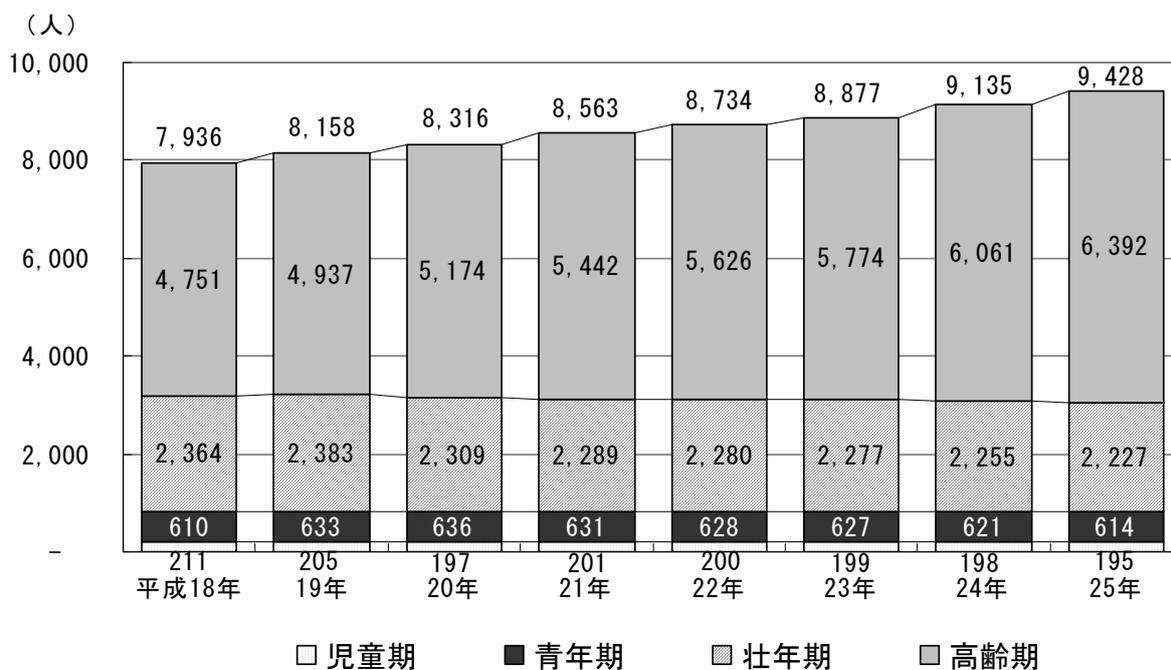
(1) 身体障がい者手帳所持者の推移と推計

年齢別の身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、青年期、高齢期の方がともに増加しています。平成20年10月1日現在の身体障がい者手帳所持者の年齢別構成比をみると、高齢期の方が62.22%と最も多く、次いで壮年期の方が27.77%となっています。

目標年次の平成25年には、9,428人と推計され、平成20年からの伸び率で13.37%となります。年齢構成でみると、高齢期の伸び率が最も高く、23.54%となっています。

平成20年10月1日現在の身体障がい者手帳所持者の障がい部位別構成比をみると、肢体不自由が55.0%と最も多く、次いで内部障がいが30.6%となっています。等級別でみると、1級が27.2%と最も多く、次いで3級が24.7%となっています。

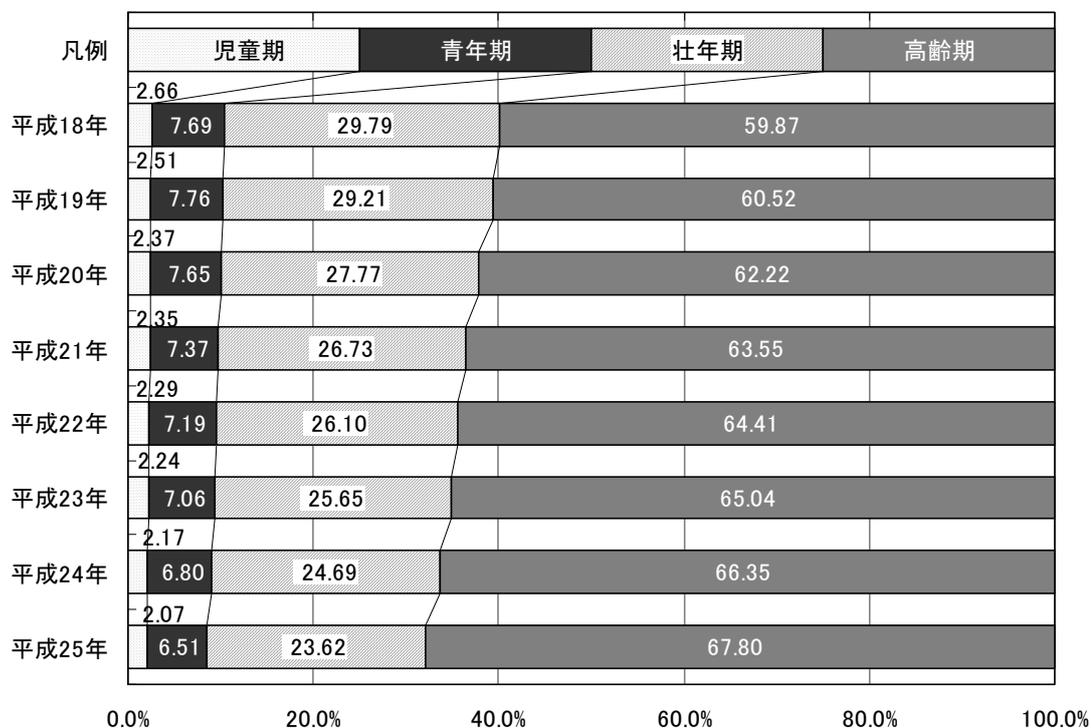
図表 身体障がい者手帳所持者数の年齢別の推移と推計



各年10月1日現在 平成21年以降は推計値

※年齢区分は、児童期(18歳未満)、青年期(18~39歳)、壮年期(40~64歳)、高齢期(65歳以上)

図表 身体障がい者手帳所持者の年齢別構成比の推移と推計

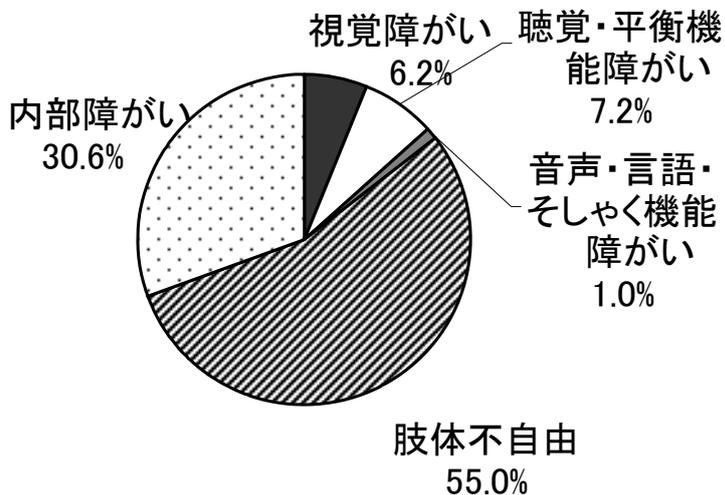


各年 10 月 1 日現在 平成 21 年以降は推計値

図表 身体障がい者手帳所持者数の平成 20 年から目標年次平成 25 年までの伸び率

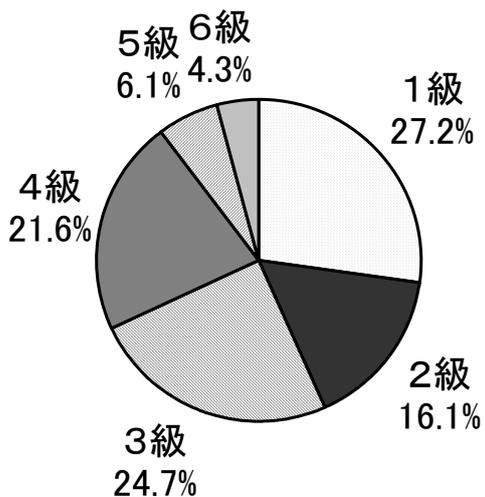
区分	児童期	青年期	壮年期	高齢期	合計
平成 20 年からの伸び率	-1.02%	-3.46%	-3.55%	23.54%	13.37%

図表 身体障がい者手帳所持者の障がい部位別構成比(平成20年10月1日)



区分	人数	割合 (%)
視覚障がい	513	6.2
聴覚・平衡機能障がい	599	7.2
音声・言語・そしゃく機能障がい	83	1.0
肢体不自由	4,580	55.0
内部障がい	2,541	30.6
計	8,316	100.0

図表 身体障がい者手帳所持者等級別構成比(平成20年10月1日)



区分	人数	割合 (%)
1級	2,266	27.2
2級	1,335	16.1
3級	2,058	24.7
4級	1,795	21.6
5級	506	6.1
6級	356	4.3
計	8,316	100.0

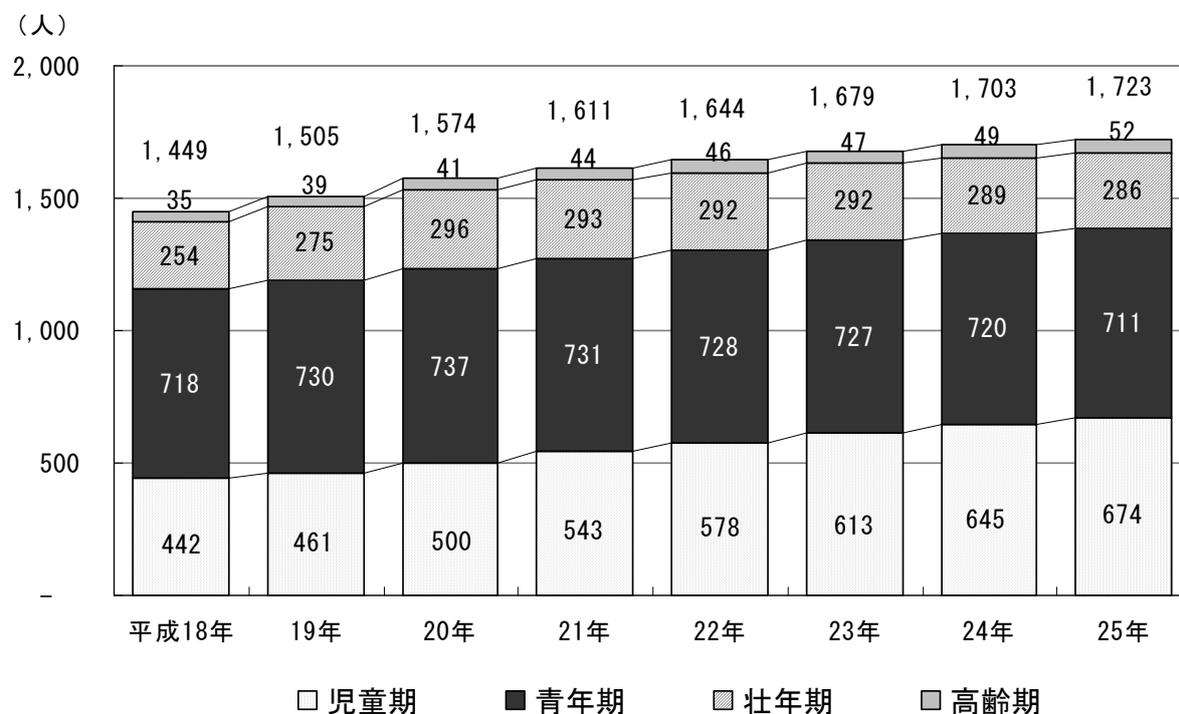
(2) 療育手帳所持者の推移と推計

年齢別の療育手帳所持者数の推移をみると、児童期、青年期、壮年期、高齢期の方がともに増加しています。平成20年10月1日現在の療育手帳所持者の年齢別構成比をみると、青年期の方が46.82%と最も多く、次いで児童期の方が31.77%となっています。

目標年次の平成25年には、1,723人と推計され、平成20年からの伸び率で9.47%となります。年齢構成でみると、児童期の伸び率が最も高く、34.80%となっています。

平成20年10月1日現在の療育手帳所持者の判定別構成比をみると、A判定が47.0%(740人)、B判定が26.1%(411人)、C判定が26.9%(423人)となっています。

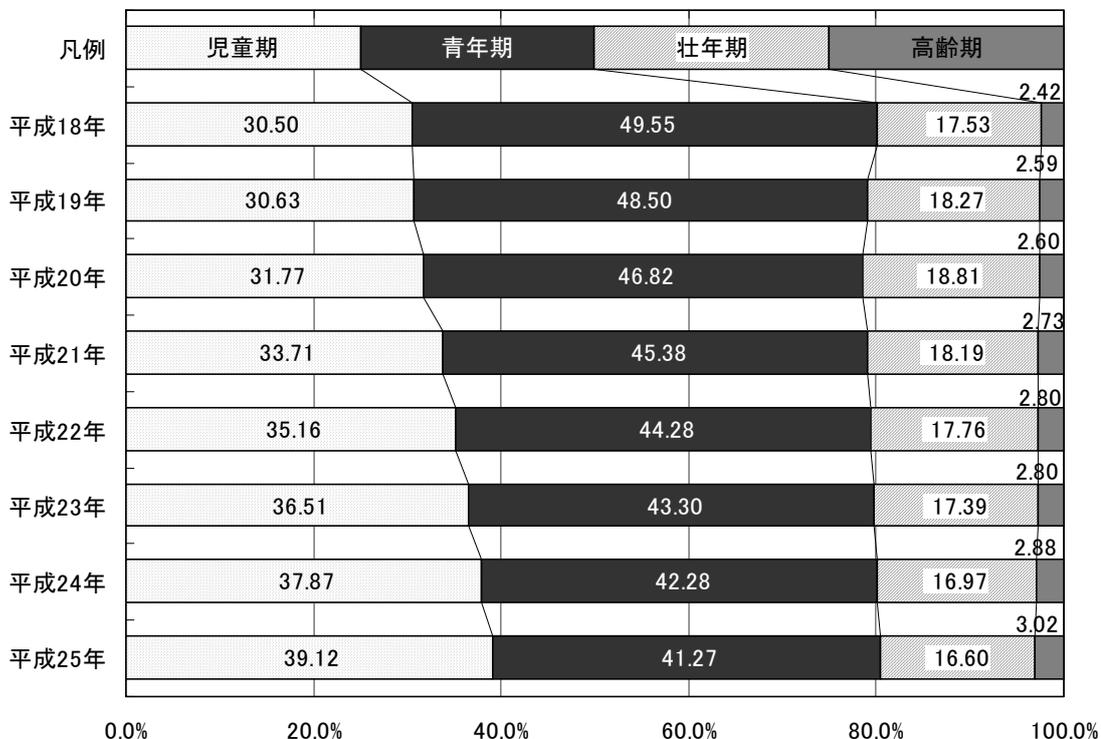
図表 療育手帳所持者数の年齢別の推移と推計



各年10月1日現在 平成21年以降は推計値

※年齢区分は、児童期(18歳未満)、青年期(18~39歳)、壮年期(40~64歳)、高齢期(65歳以上)

図表 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移と推計

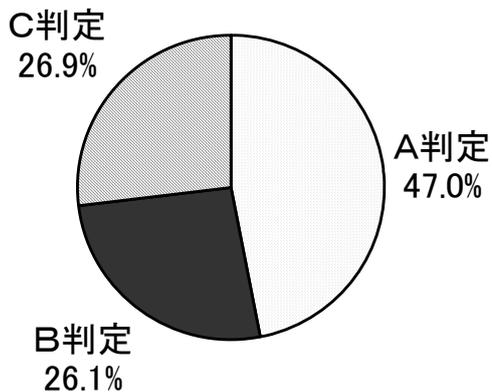


各年 10 月 1 日現在 平成 21 年以降は推計値

図表 療育手帳所持者数の平成 20 年から目標年次平成 25 年までの伸び率

区分	児童期	青年期	壮年期	高齢期	合計
平成 20 年からの伸び率	34.80%	-3.53%	-3.38%	26.83%	9.47%

図表 療育手帳所持者の判定別構成比（平成 20 年 10 月 1 日）



区分	人数	割合 (%)
A 判定	740	47.0
B 判定	411	26.1
C 判定	423	26.9
計	1,574	100.0

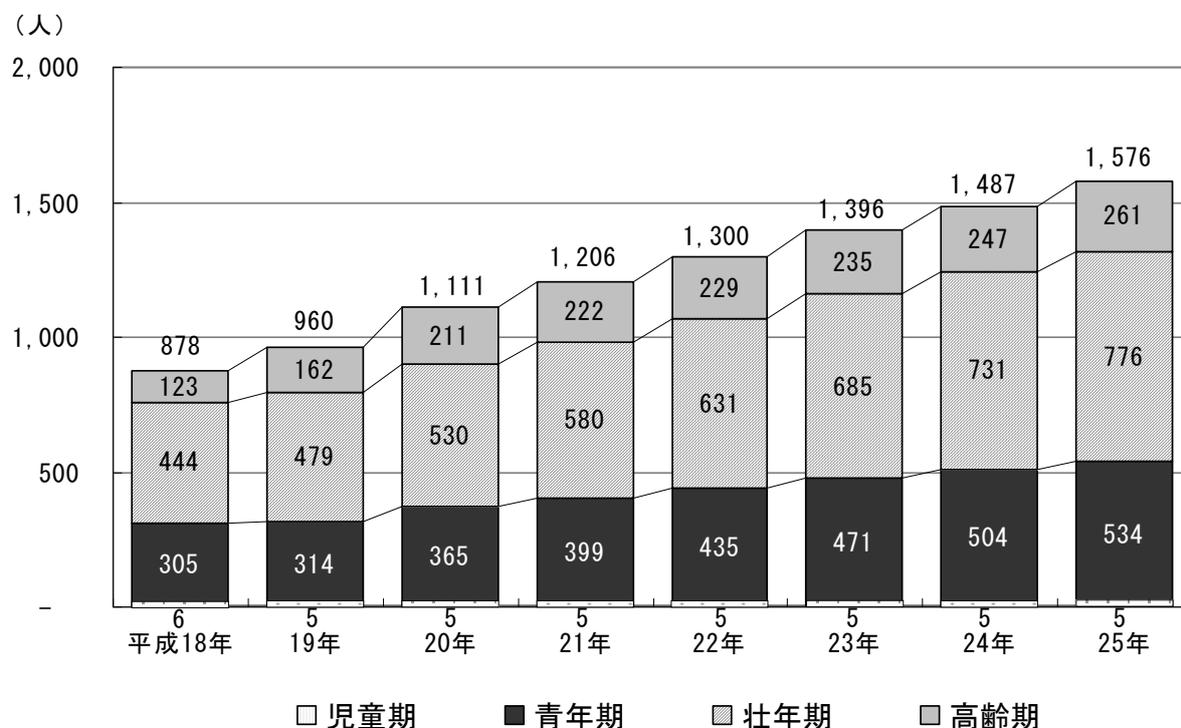
(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移と推計

年齢別の精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、青年期、壮年期、高齢期の方が増加しています。平成20年10月1日現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比をみると、壮年期の方が47.70%と最も多く、次いで青年期の方が32.85%となっています。

目標年次の平成25年には、1,576人と推計され、平成20年からの伸び率で41.85%となります。年齢構成でみると、青年期、壮年期の伸び率が高く、それぞれ46.30%、46.42%となっています。

平成20年10月1日現在の精神障がい者保健福祉手帳所持の等級別構成比をみると、1級が10.4%(115人)、2級が64.9%(722人)、3級が24.7%(274人)となっています。

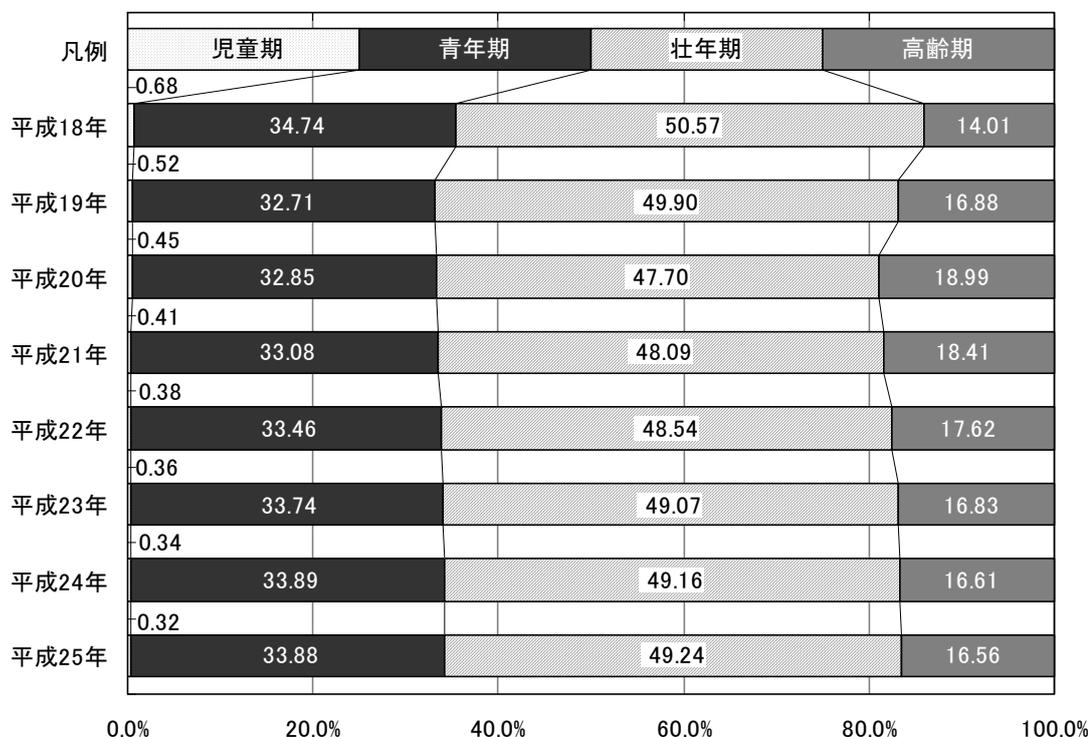
図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移と推計



各年10月1日現在 平成21年以降は推計値

※年齢区分は、児童期(18歳未満)、青年期(18~39歳)、壮年期(40~64歳)、高齢期(65歳以上)

図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比の推移と推計



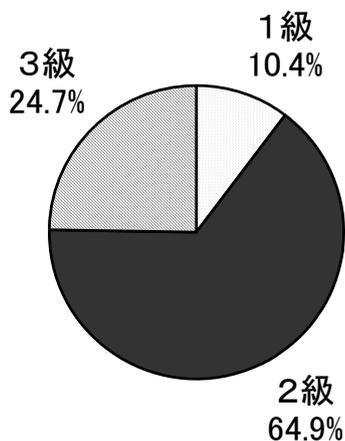
各年 10月1日現在 平成21年以降は推計値

図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の平成20年から目標年次平成25年までの伸び率

区分	児童期	青年期	壮年期	高齢期	合計
平成20年からの伸び率	0.00%	46.30%	46.42%	23.70%	41.85%

図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者の等級別構成比

(平成20年10月1日)



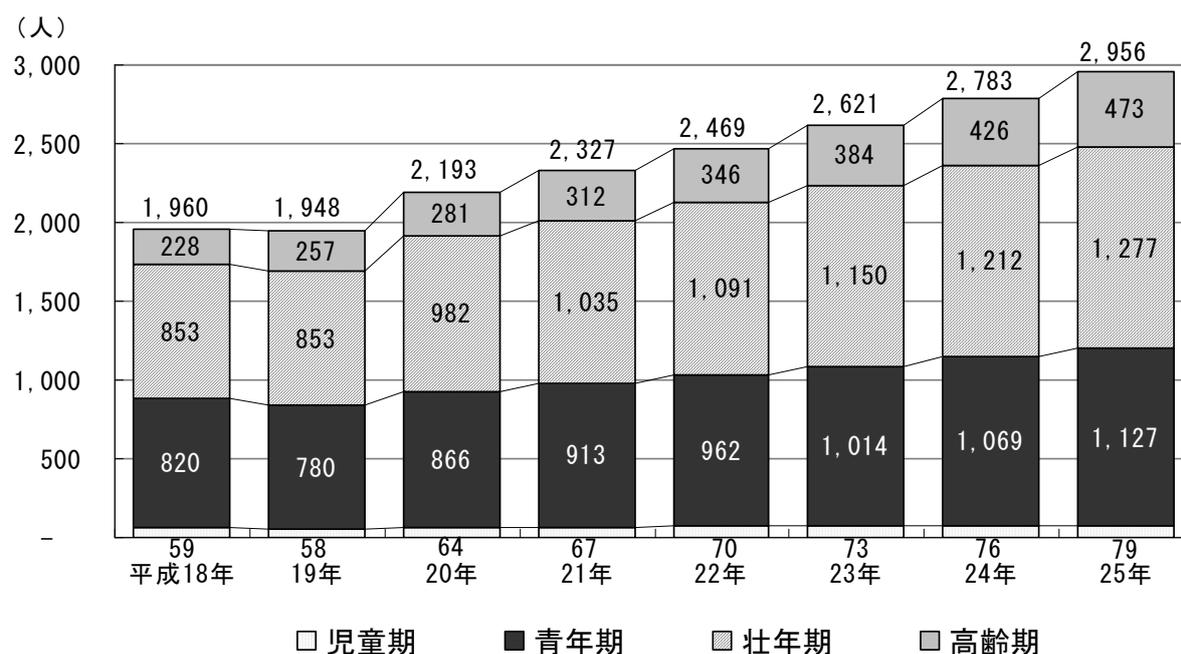
区分	人数	割合(%)
1級	115	10.4
2級	722	64.9
3級	274	24.7
計	1,111	100.0

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計

年齢別の自立支援医療受給者数の推移をみると、児童期、青年期、壮年期、高齢期の方がともに増加傾向となっています。平成20年10月1日現在の自立支援医療受給者数の年齢別構成比をみると、壮年期の方が44.78%と最も多く、次いで青年期の方が39.49%となっています。

目標年次の25年には、2,956人と推計され、平成20年からの伸び率で34.79%となります。年齢構成でみると、高齢期の伸び率が最も高く、68.33%となっています。

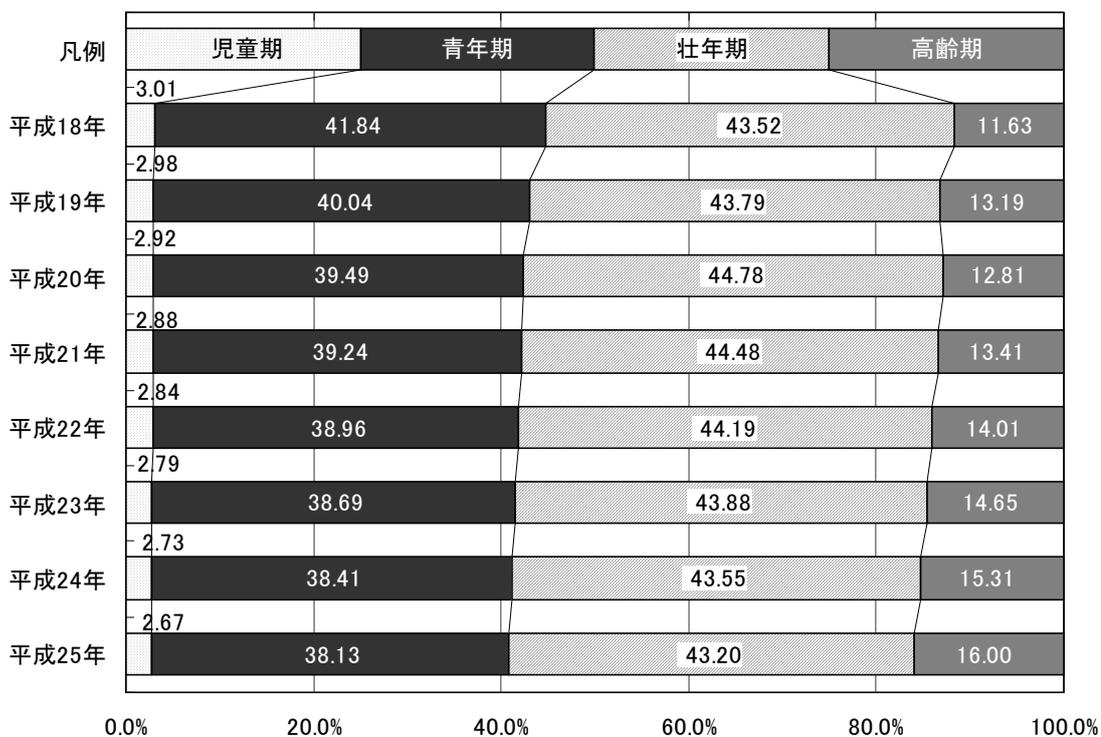
図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の年齢別の推移と推計



各年10月1日現在 平成21年以降は推計値

※年齢区分は、児童期（18歳未満）、青年期（18～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）

図表 自立支援医療（精神通院）受給者の年齢別構成比の推移と推計



各年 10月1日現在 平成21年以降は推計値

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の平成20年から目標年次平成25年までの伸び率

区分	児童期	青年期	壮年期	高齢期	合計
平成20年からの伸び率	23.44%	30.14%	30.04%	68.33%	34.79%

第4章

障がい者福祉施策の推進

1 啓発と交流の推進

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。

しかし、アンケート調査結果によると、障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると感じている人は9割弱と多く、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うことが必要です。

また、アンケート調査結果では、障がいのない人の約8割が、「共生社会」という言葉に賛同できるとしています。このため、障がいのある人とない人がともに参加し、コミュニケーションが図れるイベントなど、地域での交流の場を設け、日常的にふれあい、互いに理解しあえる機会を増やすことや、学校における障がい福祉教育を充実する必要があります。

さらに、障がいに対する理解を深め、障がいのある人の地域での生活を支えていくため、ボランティア団体や地域福祉活動の担い手の育成や支援がより一層必要です。そのため、各種ボランティアを育成する講座の開催や活動に関する情報や専門的な知識の向上に向けた情報提供の充実が必要です。



基本的方向

「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解の促進と、幅広い市民参加による普及・啓発活動を推進します。

(1) 啓発・広報活動の推進

ア 広報紙などによる啓発活動の推進

障がい及び障がいのある人への理解を促進するため、広報紙・ホームページなどの有効利用、パンフレットの配布、講演会などの開催及び障がい者の日・障がい者週間にあわせ、障がい者作品展を行うなど啓発活動を推進します。

イ 障がい擬似体験（ハンディキャップシミュレーション）の促進

障がいへの理解を深めるため、市社会福祉協議会などと連携し、春日井まつりや、地区社会福祉協議会などでの福祉体験会における障がい擬似体験を通じた啓発を促進します。

ウ 障害者権利条約及び障がい者関連法令の周知

障害者権利条約への関心を高めるため、同条約の市民への周知を図ります。また、障がいのある人の人権の確保を図るため、同条約に係る関連法令を含む障がい者関連法令の市民への周知を図ります。

エ 精神保健福祉に関する啓発の推進

精神障がいへの正しい理解を促すため、「こころの健康講座」を開催するとともに、関係者と連携・協働し各種行事を通して啓発・広報活動を推進します。

(2) 地域福祉活動の推進

ア 交流・ふれあいの場づくりの推進

福祉のつどい、地区社会福祉協議会の各種事業など、障がいのある人とふれあう交流機会の充実に努め、地域における福祉活動を推進します。

イ 見守りネットワークへの支援

障がいのある人や高齢者などが地域から孤立することがないように、地区社会福祉協議会の見守りネットワーク事業への取組を支援します。

(3) 障がい福祉教育の充実

ア 障がい福祉教育の推進

市内の小・中・高など学校において、障がい及び障がいのある人の理解を深めるため、社会福祉協議会と連携し、障がい福祉教育を推進します。

イ 交流学習の推進

特別支援学校と小・中学校との連携を深め、障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がともに活動する交流学習を推進します。

(4) ボランティア活動の推進

ア 各種ボランティア育成講座の開催

障がいのある人に対する理解を促進するとともに、ボランティアの拡大を図るため、点字・点訳・要約筆記・手話・音声訳など各種ボランティア育成講座を開催します。

イ ボランティア活動への支援

ボランティアが活動しやすい環境をめざし、まちづくりを支える市民活動の拠点である市民活動支援センターとボランティア活動の振興・普及を図るボランティアセンターが連携をとり、情報提供やボランティアのコーディネートなど各種のボランティア活動を支援します。

2 保健・医療の充実

現状と課題

障がいの原因となる疾病などを予防するには、保健・医療の充実が重要です。

障がいの発生原因のひとつである生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から、健康診査や保健指導、健康相談などを有効活用するとともに、保健・医療体制の充実を図ることが必要です。

また、健康診査などでの異常の早期発見から適切な医療や療育へつなげるよう、より一層、一貫した体制づくりが必要です。それとともに、障がいのある人やその家族に対して障がいに関する知識の啓発や専門的な知識を持った職員による相談支援体制の充実が必要です。

また、現代社会はストレスなど様々な要因により、こころの健康に障がいが発生しやすい環境にあります。そのため、気軽に相談できる窓口の整備とともに、保健所や、医療機関につなげるよう、支援体制の充実が必要です。

精神障がいについては、精神疾患での入院患者の退院促進を図るため、障がいのある人の地域生活の環境整備を図る必要があります。アンケート調査結果では、将来の暮らしに対する希望については、精神障がい者では、地域での暮らしを希望している人が約6割となっており、地域で充実した生活が営める対策が必要です。



基本的方向

保健・医療・療育サービスの適切な提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防、早期発見・早期治療・早期療育に努めます。また、精神保健福祉に関する施策を充実します。

(1) 障がいの原因となる疾病などの予防及び障がいの軽減

ア 生活習慣病の予防

生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から各種健診の受診を進めます。また、医療機関との連携を深め、健康診査の結果に基づきより早い時期から生活習慣病の予防・改善に向けた保健指導を実施します。

イ メンタルヘルス相談・自殺予防対策の実施

身近な市の相談窓口で、うつなどのこころの健康相談（メンタルヘルス相談）を実施します。また、市の様々な相談窓口の担当者による連絡会議を設置し、ネットワークの構築を図ります。

ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の啓発

障がいのある人が身近な地域で医療、健康相談、健康診査相談などが受けられるよう、かかりつけ医（ホームドクター）、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう啓発します。

エ 各種リハビリテーションの推進

病院から退院した脳卒中患者などが住み慣れた地域や家庭において寝たきりになることなく生活が送れるよう、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの医学的リハビリテーションを推進します。

また、社会福祉協議会を中心に障がいの軽減、改善を図るため、心理リハビリテーション、音楽療法など各種のリハビリテーション事業を推進します。

(2) 早期発見・早期療育体制の確立

ア 乳幼児の健康増進

乳幼児の健康増進と障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、必要に応じて健康相談や訪問指導など多面的なアプローチによる支援を行います。

イ 妊産婦への健康教育・相談の推進

妊娠期間を健やかに過ごし育児に取り組めるように、妊娠、出産、育児についての理解を深めるパパママ教室を開催します。また、より多くの父母が参加できるよう、日曜日に開催するなど教室内容についても充実を図ります。

また、母子の健康相談の機会として、新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施します。

ウ 相談の充実と療育体制の整備

臨床心理士による発達相談の実施など1歳6か月健康診査や3歳児健康診査後の気になる子の相談の充実を図るとともに、適切な医療や療育につなげるよう関係機関と連携を図り、障がいの早期発見・早期療育への一貫した体制の整備を図ります。

エ 言語訓練の充実

言葉の発達に何らかの支障がある子どもに対し、話す力を伸ばしコミュニケーションの面から豊かな生活を送ることができるよう、指導員研修の充実に努めるとともに指導内容や指導体制の充実に努めます。

オ 親子通所療育事業の拡大

療育が必要な子どもに対し、第一・第二希望の家などの児童デイサービスを利用した親子通所療育を実施するとともに、今後民間事業所における親子通所療育の実施を促進し、拡大に努めます。

カ 障がいのある子どもと親同士の交流支援

障がいのある子どもと親がふれあい、よりよい親子関係をはぐくむとともに、親同士の交流や情報交換を行う機会の提供に努めます。

キ 愛知県心身障害者コロニーとの連携

愛知県心身障害者コロニーと連携し、知的障がいのある人・障がいのある子どもの地域生活を支援する療育支援事業を推進します。

(3) 精神保健福祉施策の推進

ア 精神障がいのある人の社会復帰に向けての支援

精神障がいのある人の社会復帰に向け、相談などの支援を実施します。また、保健所との連携による精神障がい者社会復帰教室を実施します。

イ 精神障がいのある人の退院促進に向けての支援

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人に対し、福祉、保健、医療など関係機関と連携し、退院準備や退院後の地域生活継続に係る個別的な支援を実施します。

ウ 共同生活援助及び共同生活介護の推進

精神障がいのある人が地域で共同して、生活を営むグループホーム・ケアホームなどの整備の推進に努めます。

エ 精神障がいのある人への医療費の助成

障害者自立支援法の施行による、精神障がいに係る通院医療費の自己負担分を助成します。また、精神保健福祉の増進のため、精神障がいに係る入院医療費の一部助成を実施します。

3 保育・教育の充実

現状と課題

障がいのある子どもに対しては、乳・幼児期に適切な対応を行い、可能性を最大限に伸ばし健やかな成長を促すことが大切であり、発達の状況や障がい特性に応じた保育・教育が重要です。

障がい児保育については、子どもが障がいの有無に関わらずともに成長できるよう、保育園などにおいて障がいのある子どもの受け入れを促進する必要があります。また、関係機関と連携し、保育士の資質の向上を図り障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うなど、障がい児保育のより一層の充実を図るとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する適切な相談支援ができる体制の整備が必要です。

特別支援教育については、平成19年度から、これまでの特殊学級から特別支援学級に移行したなかで、特別支援学校などとの連携を図り、適切な個別教育支援計画に基づき、子どもの障がいや特性にあった教育指導の充実が必要です。

アンケート調査結果からも、「卒業後の進路指導をしてほしい」、「子どもの特性に応じた個別支援教育を充実してほしい」、「障がいにあわせた設備を整えてほしい」などの意見があり、本人の主体性を尊重した支援体制や障がいの特性や成長段階に応じた適切な教育を受けられる環境整備を図り、乳幼児期から児童期、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが必要です。

基本的方向

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、各関係機関の連携による保育・教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上などにより、特別支援教育のより一層の充実を図ります。

(1) 障がい児保育の充実

ア 障がいのある子どもの受け入れ促進

障がいのある子どもの発達や保護者の就労などを支援するため、また、子どもが障がいの有無に関わらずともに成長できるよう、障がい児保育実施園を拡充します。また、障がいのある子どもに配慮した建物や用具の整備を進めます。

イ 障がい児保育の充実

障がい児保育実施園の巡回相談や障がい児保育運営検討会を通して、保育の実施方法や保育士の対応を検討し、保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図り個々の障がいに対応した保育の充実を図ります。

ウ 障がい者生活支援センターの充実

障がいのある子どもやその保護者への総合的な支援を行うため、障がい者生活支援センターにおける相談体制を充実します。

(2) 特別支援教育の充実

ア 特別支援教育体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりにきめ細かな教育が行われるよう個別に教育支援計画を策定し、教職員の研修の充実により指導・支援の向上を図りながら特別支援教育に取り組みます。また、チームティーチング講師を引き続き配置するとともに、校内委員会の運営や研修、関係機関との連絡調整を行う「特別支援教育コーディネーター」を育成し、発達

障がいなどを含めた障がいのある子どもやその保護者に対して適切な支援を行います。

イ 特別支援教育支援員の配置に向けた取組

障がいのある子どもの学習指導補助や付き添いなどを行う特別支援教育支援員の配置に向けて取組を進めます。

ウ 就学指導の実施

特別支援学級や特別支援学校への理解を深めるため、体験入学などの活用を促すとともに、障がいのある子どもの就学にかかる不安や悩みを解消するため、個別の就学相談を実施します。

エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けた研究

学校卒業後の自立や社会参加に向け、関係機関の連携を図り、障がいのある子どもの学齢前から学童期、卒業後まで一貫した支援を行う特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します。

オ 小・中学校の建物などの整備

障がいのある子どもが支障なく学校生活を送れるよう、スロープや手すりの設置など障がいに配慮した整備を進めます。

カ 放課後児童の健全育成

障がいのある子どもについて、放課後の児童の健全育成を図るため、子どもの家指導員の資質向上を始めとした受け入れ体制の充実に努めます。



4 雇用・就労の促進

現状と課題

働くことは、障がいのある人が地域でいきいきと生活していくため重要であり、障害者自立支援法においても就労支援を強化しており、障がいのある人への就労支援の充実が必要とされています。

アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者の施策について、障がいのない人で「障がい者の雇用促進」の割合が最も高く4割以上となっています。

今後も、各企業に対して障がい者雇用率の引き上げを促すとともに、事業主や従業員などに向けて、障がいのある人の雇用に対する社会的責務や障がいのある人への理解の啓発とともに、障がいのある人への就労に関する情報提供や相談支援の充実が必要です。

また、仕事をかえたり、辞めたりした経験のある人は、身体障がい者で4割以上、知的障がい者で3割、精神障がい者で7割以上となっており、特に精神障がい者で高くなっています。仕事をかえたり、辞めた主な理由については、身体障がい者、精神障がい者で「病気のため」、知的障がい者で「倒産やリストラのため」の割合が高くなっています。また、知的障がい者、精神障がい者で「人間関係がうまくいかない」の割合が高くなっています。

障がいのある人が長期にわたり就労するためには、関連機関と連携し、雇用の場を確保するとともに、障がい特性に対応した多様な雇用形態を採用したり、職場環境の改善を図るなど、職場定着のための支援が必要です。

また、障がいのある人は様々な事情もあり、必ずしも一般企業に勤めることができるわけではありません。アンケート調査結果では、就労状況などについては、他の障がいに比べ知的障がい者で「授産施設・作業所などに通っている」の割合が高くなっており、企業などで就労が困難な障がいのある人に対して福祉的就労の場の確保や運営の支援などが必要です。

基本的方向

障がいのある人の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である就労が基本となるものであり、その適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、雇用環境の整備を推進するとともに、障がいのある人が就労を継続できるよう、職場定着指導などの支援体制を充実します。また、福祉的就労の場の確保に向けて、就労施設の整備を支援します。

(1) 障がい者雇用の促進

ア 雇用を促進するための啓発活動の推進

障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。また、事業主はもとより市民に対しても、広く理解と協力を得るための啓発活動を展開します。

イ 相談支援・情報提供の推進

就労意欲を持つ障がいのある人が、その能力や適性に合った就労を実現するため、就労のための相談支援や就労に関する情報提供を推進します。

ウ 障がい者雇用促進企業などの物品等調達優遇制度の実施

障がいのある人の雇用に努める市内中小企業や授産施設などから物品などの調達を優先して行う「障がい者雇用促進企業などの物品等調達優遇制度」の実施により、障がいのある人の雇用の促進を図るとともに授産施設を支援します。

エ 障害者就業・生活支援センターとの連携

障害者就業・生活支援センターや障がい者生活支援センターと連携し、障がいのある人の雇用の促進を支援します。

オ ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用促進

障がいのある人の就労定着のため、障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉施設や労働関係機関と連携し、職場での適応に課題を有する障がいのある人及び事業主に対してきめ細かな支援を行うジョブコーチの活用促進を図ります。

（2）福祉的就労の充実

ア 障がい福祉サービス事業所の整備支援

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者福祉施設などの整備を推進するため、社会福祉法人による就労支援事業を行う施設の整備を支援します。

イ 授産品販売促進事業の推進

授産施設利用者が作った授産品を市庁舎で販売する「元気ショップ」を引き続き実施し、障がいのある人の就労支援と障がいのある人への理解を促進します。



5 福祉サービスの充実

現状と課題

我が国における障がい福祉サービスは、平成 15 年に措置制度から支援費制度に移行し、さらに平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、サービス体系が大きく変わっています。アンケート調査結果では、福祉サービスの今後の利用意向について、身体障がい者、精神障がい者で「居宅介護(ホームヘルプ)」の割合が最も高くなっており、知的障がい者では「短期入所(ショートステイ)」、障がい児では「児童デイサービス」の割合が最も高くなっています。重度の知的障がい者において、「短期入所(ショートステイ)」「移動支援(ガイドヘルプ)」の割合が高くなっています。また、「ホームヘルパーが不足しており、必要としている人にサービスが行き渡っていない」「特に男性ヘルパーが不足している」などの声もあがっています。障がいのある人が、できる限り主体的に自立した生活を送れるようにするために、選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるよう障がい福祉サービスの充実が必要です。

また、障がいのある人が日常生活を送るうえで、さまざまな問題について相談できる機会の充実が重要です。

アンケート調査結果では、相談したいと思うことについては、「福祉サービスの情報に関すること」の割合が高くなっています。また、障がい児で「成年後見制度や虐待など権利擁護に関すること」の割合が高くなっており、障がいのある人やその家族が生活上の課題について気軽に相談できる体制を充実させることが必要です。

基本的方向

利用者本位の考え方にに基づき、障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。

また、ライフステージに応じた相談支援や各種サービスの提供を図り自立した生活を支援します。

(1) 障がい福祉サービスの充実

ア 福祉サービスの利用促進

ホームページや冊子などにより制度やサービス内容について周知し、利用の促進を図ります。

イ サービス提供基盤の拡充

障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう、民間事業者による事業の拡大や受け入れ体制の拡充について関係者に働きかけるとともに、設置を支援します。

ウ 障がい者ケアマネジメントの促進

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人の適切なサービス利用計画の作成を促進します。

エ ホームヘルプサービスの充実

適切なサービスを利用できるようサービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。

(2) 地域生活支援事業の充実

ア 地域生活支援事業の実施

障がいのある人の日常生活を支援するため、地域生活支援事業として、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート、訪問入浴、日常生活用具給付事業を引き続き実施するとともに、サービスの利用促進を図るため、サービス内容のわかりやすい情報提供に努めます。

イ サービス提供基盤の拡充

障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう、事業の参入や定員の拡大について関係者に働きかけます。

ウ 虐待防止対策への取組

障がいのある人などに対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について研究します。

(3) 相談支援事業の充実

ア 地域自立支援協議会による支援の充実

地域の課題解決に向けた協議の場として、保健、教育、雇用、相談支援事業者などから構成された地域自立支援協議会を通し、障がいのある人の生活を支援します。

イ 相談員の資質の向上

障がいのある人の多様なニーズに対して身近な地域で相談に応じる障がい者相談員の資質の向上を図るため、研修への参加を促進します。

ウ 障がい者生活支援センターの充実

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助などを行う、障がい者生活支援センターの体制を充実します。また、一層の利用促進をはかるため、周知に努めます。

(4) 自立した生活を支えるサービスの推進

ア 心身障がい者扶助料の支給

障がいのある人の福祉の増進を図るため、心身障がい者扶助料を支給します。

イ 特定疾患患者など健康管理手当の支給

特定疾患・小児慢性特定疾患・原子爆弾被爆者などの健康保持及び福祉の増進を図るため特定疾患患者など健康管理手当を支給します。

ウ 外国人重度障がい者福祉手当の支給

障がい基礎年金を受けることができない、一定の要件を満たしている重度障がいのある外国人に手当を支給します。

エ 寝具乾燥サービスの提供

重度障がいのある人の衛生的な生活を確保するために寝具乾燥サービスを提供します。

オ 食の自立支援サービスの提供

ひとり暮らしの重度障がいのある人などに対し、安否確認とあわせて昼食を配達します。

カ 難病患者などへのホームヘルプサービスの提供

在宅における日常の家事が困難な難病患者などに対して、ホームヘルパーを派遣し、家事労働の軽減を図ります。

キ 車いすの貸出

車いすを必要とする身体障がいのある人などに対して、車いすの貸出サービスを実施します。

ク さわやか収集の実施

家庭ごみなどをごみステーションへ持ち出すことが困難なひとり暮らしの障がいのある人などを対象に玄関先での収集を行います。

ケ 身体障がい者補助犬制度の啓発

身体障がいのある人の日常生活を支援する盲導犬、介助犬、聴導犬といった身体障がい者補助犬制度を促進するため、制度の普及啓発に努めます。

コ タクシー料金・自動車燃料費の軽減

公共交通機関の利用が困難な障がいのある人の外出を支援し社会参加を促進するため、タクシー券又は自家用自動車燃料券を交付します。

サ かすがいシティバス運賃・市営駐車場料金の軽減

障がいのある人の外出を支援し社会参加を促進するため、かすがいシティバスの運賃や、勝川駅前地下駐車場及び勝川駅南口立体駐車場の料金の軽減を実施します。

シ 外出支援サービス利用料金の助成

公共交通機関を利用することが困難な在宅の障がいのある人などに対し、医療機関や福祉サービス事業所などへの移動を支援するため、車いす・ストレッチャー対応型タクシーの利用料金の一部を助成します。

ス 健康診断書料の助成

障がいのある人が福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料の一部を助成します。

セ 日常生活自立支援事業の促進

障がいにより判断能力に不安のある人へ、各種福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うことにより、権利擁護を図ります。

ソ 各種制度の活用促進

障がいのある人に関する各種の手当、年金、共済、貸付、税の減免、利用料金の割引などの制度や優遇措置についての情報提供に努め、その活用を促します。

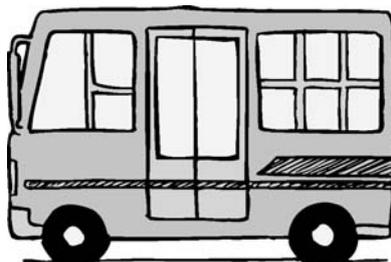
タ 宿泊体験の実施に向けた研究

障がいのある人が、将来地域で自立した生活を送ることができるよう、家族と離れて地域生活を体験することができる宿泊体験の実施に向けて研究します。

(5) サービスの質の向上

ア 支援サービス事業者の資質の向上

支援サービス事業者への情報提供と指導、サービス従事者の知識と技術を向上させるための研修受講などを促し、多様化する利用者のニーズに対応する事業者の資質の向上に努めます。



6 生活環境の整備

現状と課題

平成18年12月から高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行され、公共施設などのバリアフリーを始め、障がいのある人や高齢者を含むすべての市民にとって安全で快適な生活環境が整備されることが求められています。アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策として、身体障がい者で「公共施設のバリアフリー化の推進」「交通機関の充実や移動支援の充実」「障がい者向けの公営住宅の整備」などが望まれています。このため、障がいのある人の意向を把握し、ユニバーサルデザインのまちづくりや移動手段の確保、障がいのある人向けの公営住宅の整備などが必要です。

また、障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するためには、日頃からの防災体制の確立や災害時における支援体制の充実とともに、犯罪被害を未然に防ぐ取り組みが必要です。

アンケート調査結果では、障がいのある人全体で約5割、2人に1人が、災害時にひとりで避難できないと回答しています。そのうち、一緒に避難してくれる人がいない人が1割程度います。また、災害などの緊急事態に困ると思うことについては、身体障がい者で「自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない」、知的障がい者、障がい児で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」などの割合が高くなっています。このため、地域での緊急時の情報伝達体制の整備や、日頃から地域住民や関係団体などの連携による防災訓練や災害発生時の支援体制を確立し、障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことが必要です。

基本的方向

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう防災対策を推進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

ア 道路・公園の環境整備

歩道や公園の園路の段差解消など、障がいのある人などに配慮した環境の整備を推進します。

イ 民間施設の改善助成

不特定多数の人が利用する既存の店舗などについて、障がいのある人などが安全で円滑に利用できるように段差解消や多目的トイレ設置などの施設改善に対して助成します。

ウ バリアフリー施設の整備推進

エレベーターや多目的トイレの設置など、障がいのある人などに配慮した公共施設の整備を推進します。

エ 駅及びその周辺のバリアフリーの推進

拠点となる駅やその周辺施設について、スロープやエレベーター、障がい者用駐車場などを整備し、障がいのある人などが利用しやすい環境づくりを推進します。

オ かすがいシティバス「はあとふるライナー」の充実

障がいのある人を始め市民が、民間バスの運行していない地域における日常生活の移動手段を確保することや市の施設を利用しやすくすることなどを目的に、かすがいシティバスを運行していきます。

カ ノンステップバスの導入

障がいのある人などのバス利用者の使いやすさを向上するため、バス事業者のノンステップバス導入を国・県と協調して支援します。

(2) 住環境の整備

ア 障がいのある人に配慮した市営住宅の整備推進

障がいのある人が安心して日常生活ができるよう、市営住宅の再整備にあわせて障がいのある人などに配慮した住宅の整備を推進します。

イ 住宅改修の助成

身体障がいのある人の居宅での自立生活を容易にするため、住宅改修費の一部を助成します。

(3) 防災・防犯対策の充実

ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備

災害時の情報を全市域にわたって効率的に伝達するため、防災行政無線のデジタル化、デジタル同報無線の整備、J - A L E R T、E m - N E Tの導入、メール配信サービスによる情報提供など、総合的な防災通信体制の整備を推進します。

イ 災害時要援護者支援体制の確立

災害時に自力で避難することが困難な人に対し、区・町内会や民生委員の協力による避難支援を推進します。また、災害時における迅速な安否確認に資するため対象者リストと地図情報を作成するとともに、地域の共助による確認体制の確立をめざします。

ウ 防災訓練の充実

障がいのある人や高齢者など、特別な配慮が必要な人に対しては個々の条件に応じて防災教育や防災訓練を実施します。また、福祉施設において障がいのある人の防災訓練を充実し、防災意識の向上を図ります。

エ 防犯対策の充実

犯罪被害を未然に防止するため、パンフレットの配布、講話の実施など障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発を図ります。

7 スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進

現状と課題

障がいのある人一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、いきいきとした生活を送るために、それぞれの障がいの特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の拡充などが必要です。アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策としてスポーツ・文化・レクリエーションの支援と答えた人は、障がいのある人で少数となっていますが、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がいのある人の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できます。このため、今後、障がいのある人の社会参加を促進するためにも、スポーツ・文化・レクリエーション活動に対する支援を充実する必要があります。また、障がいのある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動に気軽に参加できる場・機会を設けるとともに、芸術・文化活動において的確な指導を受けることができるように指導者の養成や確保が必要となります。



基本的方向

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、障がいのある人が趣味やスポーツ、学習などさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 障がい者スポーツ活動の振興

障がいのある人のスポーツ活動を促進するため、国際的及び全国的な障がい者スポーツ大会の活躍者を「春日井市スポーツ賞」として表彰するとともに、車いすバスケットボールを始めとする各種障がい者スポーツ大会の開催を支援します。

イ スポーツ・レクリエーション活動の促進

福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）を中心に障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、各種事業プログラムの充実に努めます。また、温水プールなどの利用料金の減免により、スポーツ施設の利用の促進を図ります。

(2) 文化活動などの推進

ア 文化活動の参加への支援

文化活動に関する講演会や展示などにおいて、手話通訳者や要約筆者などを派遣し、障がいのある人の参加を支援します。

イ 生涯学習の推進

障がいのある人の生涯学習を推進するため、社会福祉協議会が実施するパソコン講座など各種講座の開催を支援します。

ウ 文化活動の推進

障がいのある人の創作活動や、音楽・芸能活動を支援します。

エ 余暇活動の推進

地域における仲間づくりや余暇活動を推進するため、社会福祉協議会が実施する地域住民が誰でも参加できるいきいきサロンを支援します。

オ 図書館の障がい者サービスの充実

録音図書、点字図書の蔵書を充実するとともに、ボランティアによる対面読書サービスの活用を推進します。また、図書無料郵送貸出などの利用促進を図ります。

カ 人材の育成及び確保

障がいのある人の芸術・文化活動において、幅広い視野に立った指導者や活動を支えるボランティアなど、人材の育成及び確保に努めます。

8 情報・コミュニケーション支援の推進

現状と課題

IT（情報通信技術）機器や携帯電話などの情報伝達手段が普及しつつあるなかで、障がいのある人に対して、さまざまなサービスや施策を提供するためには、情報提供の充実が重要です。アンケート調査結果では、福祉の情報入手手段として、身体障がい者、知的障がい者で「市の広報」の割合が4割以上、精神障がい者で「新聞・雑誌・一般図書」の割合が約3割、障がい児で「家族・友人」の割合が約5割と、それぞれ最も高くなっています。また、ホームページを閲覧している人は、身体障がい者で約1割、知的障がい者、精神障がい者で1割以下となっており、情報の提供手段に偏りがある感は否めません。今後は、広報紙やホームページへのよりわかりやすい掲載などにより、福祉に関する情報提供の充実とともに、視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報のバリアフリー化を進める必要があります。

また、障がいのある人が地域で充実した生活を送るためには、コミュニケーション支援の強化が重要です。そのため、障がいの状況に応じた手話通訳者や要約筆記通訳者派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図る必要があります。

基本的方向

IT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立や社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。また、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・活用を推進します。

（1）情報・コミュニケーション支援の充実

ア 情報のバリアフリー化の推進

ホームページの音声読み上げ機能や画面の色や文字サイズの変更、携帯電話の活用、「声の広報かすがい」「声のかすがい市議会だより」など音声テープの提供など、視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供を進めます。

また、視覚障がいのある人の情報バリアフリー化を図るため、SPコードの活用を促進します。

イ 福祉に関する情報提供の充実

障がい福祉サービスなどの円滑な利用を促進するため、広報紙やホームページへのよりわかりやすい掲載などに努め、福祉に関する情報提供の充実を図ります。

ウ 手話通訳者・要約筆記者の設置及び派遣

聴覚や言語に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、市役所に手話通訳者を設置するとともに、講演会などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

第5章

障がい福祉サービスなどの現状と推計

1 障がい福祉サービスなどの現状と評価

(1) 障がい福祉サービス

区 分	単位	18年度			19年度		
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
居宅介護	時間	4,350	4,166	95.8%	5,022	4,884	97.3%
重度訪問介護							
行動援護							
重度障がい者等包括支援							
生活介護	人日	2,333	812	34.8%	5,821	2,011	34.5%
自立訓練（機能訓練）	人日	44	19	43.2%	110	12	10.9%
自立訓練（生活訓練）	人日	396	0	—	990	0	—
就労移行支援	人日	347	101	29.1%	866	79	9.1%
就労継続支援（A型）	人日	132	0	—	352	0	—
就労継続支援（B型）	人日	1,232	610	49.5%	3,058	1,947	63.7%
療養介護	人	5	1	20.0%	5	2	40.0%
児童デイサービス	人日	1,264	1,486	117.6%	1,380	1,926	139.6%
短期入所	人日	573	422	73.6%	603	451	74.8%
共同生活援助	人	45	37	82.2%	68	43	63.2%
共同生活介護							
施設入所支援	人	46	1	2.2%	115	24	20.9%
相談支援	人	67	0	—	166	0	—

※月別（1か月あたりの平均）の実績

ア 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援)

居宅介護などの訪問系サービスの平成18年度、平成19年度の利用状況をみると、必要な見込み量に近い利用実績となっています。アンケート結果をみると、居宅介護に対する利用希望が高く、今後も多くの利用が見込まれます。このため、こうした利用意向をふまえた見込み量を算定していく必要があります。

イ 日中活動系サービス

(生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・療養介護・児童デイサービス・短期入所)

新体系への移行が進んでいないこと、一人当たりの平均利用日数が見込みを下回ったことなどから、必要な見込み量に対して実績が下回っています。そのなかで、児童デイサービスについては、必要な見込み量に対して実績が上回っています。短期入所についても、7割以上の利用実績となっており、アンケート結果をみても、今後多くの利用が見込まれます。このため、実績、利用意向、新体系への移行などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

ウ 居住系サービス

(共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援)

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護事業(ケアホーム)については、平成19年度で6割と利用見込みを下回っています。これは予定されていた施設整備の遅れが要因と考えられます。このため、今後の施設整備や旧法施設からの地域への移行などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

エ 相談支援

単身および、家族がいても要介護状態で適切な支援が受けられない方、かつ知的、精神障がいのために自ら適切なサービスの調整ができない方などを対象としたサービス利用計画作成事業であり、該当者は少ないものと考えられます。

(2) 地域生活支援事業

区 分	単位	18年度			19年度		
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
相談支援事業							
障がい者相談支援事業 (実施見込み箇所数)	箇所	1	1	100.0%	4	4	100.0%
(相談員数)	人	2	2	100.0%	6	6	100.0%
(相談件数)	件	3,200	2,676	83.6%	4,943	4,166	84.3%
地域自立支援協議会	箇所	1	0	0.0%	1	1	100.0%
住宅入居等支援事業	箇所	-	-	-	3	0	0.0%
成年後見制度利用支援事業	箇所	1	0	0.0%	3	0	0.0%
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣件数)	件	391	374	95.7%	406	404	99.5%
(要約筆記者派遣件数)	件	61	4	6.6%	64	6	9.4%
移動支援事業	箇所	30	31	103.3%	31	31	100.0%
	人	270	221	81.9%	291	268	92.1%
	時間	26,925	10,289	38.2%	29,047	20,470	70.5%
地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	箇所	5	3	60.0%	7	3	42.9%
	人	30	96	320.0%	74	111	150.0%
(機能的強化事業)	件	-	-	-	-	-	-
日中一時支援事業	人	94	45	47.9%	138	65	47.1%
	回	1,433	434	30.3%	3,035	1,090	35.9%
訪問入浴サービス事業	件	880	761	86.5%	977	823	84.2%
日常生活用具給付事業	件	3,316	1,419	42.8%	3,466	3,919	113.1%
(介護・訓練支援用具)	件	16	6		17	14	
(自立生活支援用具)	件	33	6		34	50	
(在宅療養など支援用具)	件	48	17		50	53	
(情報・意思疎通支援用具)	件	38	13		40	41	
(排泄管理支援用具)	件	3,164	1,376		3,307	3,757	
(居宅生活動作補助用具)	件	17	1		18	4	

※各年1年分の実績

ア 相談支援事業

障がい者相談支援事業の利用実績は8割以上ですが、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業の利用実績は0となっています。これは制度の周知不足が要因のひとつと考えられます。このため、相談支援事業者との連携を図り、制度の周知と利用促進に努めるとともに適正な見込み量を算定していく必要があります。

イ コミュニケーション支援事業

要約筆記者派遣件数は必要な見込み量を下回っています。これは要約筆記者派遣のうち、個人への派遣が少なかったことが要因と考えられます。このため、利用者のニーズを把握し、実績をふまえ適正な見込み量を算定していく必要があります。

ウ 移動支援事業

利用人数は見込み量に対し、8割以上の実績となっています。利用時間は、一人当たり平均利用時間が見込みを下回ったことなどから、見込み量に対して実績が下回っています。しかし、アンケート結果からは利用意向が高いことから、実績、利用意向などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

エ 地域活動支援センター事業

利用実績が必要な見込み量を上回っているため、実績などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

オ 日中一時支援事業

事業を実施する事業所が見込みより少なかったことなどにより、利用人数・回数共に見込み量に対し、5割以下の実績となっています。アンケート結果からは利用意向が高いことから、実績、利用意向などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

カ 訪問入浴サービス事業

利用実績が必要な見込み量に対して8割以上の実績となっており、実績などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

キ 日常生活用具給付事業

排泄管理支援用具の給付が増加しています。給付実績などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

2 平成23年度までの目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 数値目標

平成17年10月1日現在、福祉施設に入所している障がい者の15%以上を地域生活への移行を進めるとともに、平成23年度末の施設入所者数を平成17年10月1日現在の施設入所者数から7%以上削減することをめざします。

項目	数 値			備 考
	身体障がい者 施設	知的障がい者 施設	合 計	
入所者数(A)	65人	128人	193人	平成17年10月 1日現在
入所者数	65人	124人	189人	平成20年4月1日 現在
平成23年度末の 施設入所者数(B)	62人	117人	179人	平成23年度末時点 の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込み (A - B)	3人 (4.6%)	11人 (8.6%)	14人 (7.3%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	4人 (6.1%)	25人 (19.5%)	29人 (15.0%)	施設入所からグルー プホーム、ケアホー ムなどへ移行する者 の数
平成18・19年度の 地域生活移行者数	0人 (0.0%)	11人 (8.6%)	11人 (5.7%)	

イ 目標を達成するための取組み

(ア) 地域住民の障がいに対する理解の促進を図るため、パンフレットの配布や講演会などを開催します。

(イ) 居住の場となるグループホーム・ケアホームなどの設置を支援します。
また、賃貸住宅への入居促進のため、家主などとの入居に必要な調整などの支援を行います。

(ウ) 安心した地域生活が送れるよう、サービス提供基盤の整備を支援します。

- (I) 適切なサービスが利用できるよう、情報提供を充実するとともに、相談支援事業の利用促進に努めます。

(2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

ア 数値目標

平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人が退院することをめざし、平成 23 年度末までの退院可能な精神障がいのある人の人数の減少すべき目標値を次のとおり設定します。

項目	数 値	備 考
退院可能な精神障がいのある人の人数	25 人	平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能な精神障がい者数
【目標値】 減少数	19 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数
【実績値】 減少数 (達成率)	13 人 (68.4%)	平成 19 年度までの減少数

イ 目標を達成するための取組み

(ア) 精神障がいのある人に対し、病院・保健所などの関係機関と連携し、退院準備に向けた支援、退院後の地域生活継続に係る支援を実施します。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

ア 数値目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通して、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を次のとおり設定します。

項目	数値	備考
年間一般就労移行者数	7人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	3人	平成 18 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	3人	平成 19 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 23 年度の年間一般就労移行者数	28人 (4.0倍)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

福祉施設とは、次の施設・事業を指します。

- ・身体障がい者 - 更生施設、療護施設、授産施設（入所、通所）福祉工場、小規模通所授産施設
- ・知的障がい者 - 更生施設（入所、通所）授産施設（入所、通所）福祉工場、小規模通所授産施設
- ・精神障がい者 - 生活訓練施設、授産施設（入所、通所）福祉工場、小規模通所授産施設
- ・新体系サービス - 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）就労移行支援就労継続支援（A型・B型）の各事業

イ 目標を達成するための取組み

(ア) 障害者就業・生活支援センターや障がい者生活支援センター、ハローワークなどと連携し、障がいのある人の雇用の促進を支援します。

(イ) 障がいのある人の就労定着のため、障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉施設や労働関係機関と連携し、職場での適応に課題を有する障がいのある人及び事業主に対してきめ細かな支援を行うジョブコーチの活用促進を図ります。

3 障がい福祉サービスなどに関する見込み量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援のサービスがあります。

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行います。

ウ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するとき生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。

エ 重度障がい者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

ア 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

ウ 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

エ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などへの就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

オ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

カ 児童デイサービス

障がいのある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

キ 短期入所

介護者が病気などの理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援などのサービスがあります。

ア 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

イ 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

ウ 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

障がい福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障がい者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人に、計画的なプログラムなどの必要な相談を実施します。

(5) 障がい福祉サービスなどの見込み量

平成23年度までの障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

区 分	単 位	21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護	人 時間	238 5,799	247 6,213	254 6,516
重度訪問介護				
行動援護				
重度障がい者等包括支援				
生活介護	人 人日	207 2,857	283 3,905	423 5,837
自立訓練（機能訓練）	人 人日	5 75	7 105	9 135
自立訓練（生活訓練）	人 人日	11 242	21 462	31 682
就労移行支援	人 人日	12 230	24 461	37 710
就労継続支援（A型）	人 人日	30 660	30 660	30 660
就労継続支援（B型）	人 人日	153 2,907	156 2,964	228 4,332
療養介護	人	4	5	6
児童デイサービス	人 人日	254 2,794	266 2,926	277 3,047
短期入所	人 人日	67 462	68 469	70 483
共同生活援助	人	70	88	110
共同生活介護				
施設入所支援	人	47	108	179
相談支援	人	3	3	4

※月別（1か月あたりの平均）の見込み量

(6) 障がい福祉サービスなどの必要な見込み量の確保のための方策

ア 事業者への情報提供

障がい福祉サービスや相談支援の事業者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進します。

イ 相談支援の周知

県と連携し、指定相談支援事業者の確保に努めるとともに、相談支援（サービス利用計画作成）に関する制度の周知を図り、その利用を促進します。

ウ 小規模作業所などの移行支援

現在、小規模作業所やNPO法人などが行っている福祉サービスについて、就労移行支援、就労継続支援など障がい福祉サービスや地域生活支援事業への移行が円滑に行われるよう必要な支援を実施します。

エ 障がい福祉サービス事業所の設置支援

障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう、社会福祉法人などによる障がい福祉サービス事業所の設置を支援します。

オ グループホーム・ケアホームの設置支援

地域生活への移行を進めるため、障がいのある人などの地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）について、社会福祉法人などによる設置を支援します。

4 地域生活支援事業に関する見込み量と確保のための方策

(1) 地域生活支援事業

ア 相談支援事業

障がいのある人、障がいのある子ども、障がいのある子どもの保護者、障がいのある人などの介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

地域自立支援協議会

相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、保健、教育、雇用、相談支援事業者などを構成員とし、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援します。

障がい者生活支援センター

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。

住宅入居など支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。

成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人などに対し、市長が後見などの開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人などの権利擁護を図ります。

イ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置します。

ウ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。

エ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

オ 日中一時支援事業

障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。

カ 生活サポート事業

障がい程度区分の判定において非該当となった者に対し、居宅介護従事者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。

キ 訪問入浴サービス事業

地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

ク 日常生活用具給付事業

障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

ケ 更生訓練費給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

コ 施設入所者就職支度金給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

サ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

(2) 地域生活支援事業の見込み量

平成23年度までの地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

区 分	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業 (実施見込み箇所数)	箇所	4	4	4
(相談員数)	人	9	9	9
(相談件数)	件	7,400	7,585	7,736
地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者実設置見込み者数)	人	1	1	1
(手話通訳者派遣件数)	件	440	460	480
(要約筆記者派遣件数)	件	10	12	14
移動支援事業	人 時間	319 26,796	327 27,468	335 28,140
地域活動支援センター事業 (市分)	箇所 人	6 114	7 118	9 136
(他市町分)	箇所 人	4 15	4 15	4 15
日中一時支援事業	人 回	88 1,487	90 1,521	92 1,555
訪問入浴サービス事業	件	1,008	1,008	1,056
日常生活用具給付事業	件	3,928	4,046	4,167
(介護・訓練支援用具)	件	16	16	16
(自立生活支援用具)	件	52	54	56
(在宅療養など支援用具)	件	57	59	61
(情報・意思疎通支援用具)	件	48	49	50
(排泄管理支援用具)	件	3,751	3,864	3,980
(居宅生活動作補助用具)	件	4	4	4

※各年1年分の見込み量

(3) 地域生活支援事業の必要な見込み量の確保のための方策

ア 相談支援事業の充実

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助などを行う障がい者生活支援センターを充実します。

イ 人材の育成

障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者などの育成講座などを開催し、人材の確保・育成に努めます。

ウ サービス提供事業の拡充

地域活動支援センターのサービス提供事業者の拡充のため、民間事業者による事業の参入や定員の拡大について関係者に働きかけます。

エ 成年後見制度の利用促進

障がい者生活支援事業者などと連携し、制度の利用促進に努めます。

第6章 計画の推進

1 庁内関連機関の連携

本計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関との連携

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、警察及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 人材の育成・確保

障がいのある人やその家族の要望に対応するため、障がいのある人が安心して生活し、積極的に社会参加できるように、福祉マンパワーの育成や潜在的な有資格者の活用など障がいのある人を支援する人材の確保に努めます。

4 計画の進行管理

学識経験者や関係団体などの代表、市民公募委員などで構成する障がい者施策推進協議会を定期的を開催し、本計画の円滑な推進と進行管理、各年度におけるサービス見込み量のほか地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検、評価を行います。

また、地域における障がいのある人を支えるネットワークとして、地域自立支援協議会において障がい者施策推進協議会と情報を共有し、本計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

資 料

- 1 策定の経緯と体制
- 2 市内の障がい者(児)福祉施設など
- 3 障がい者のニーズに関する調査の概要
- 4 用語説明

目 次

1 策定の経緯と体制

- (1) 計画策定の経緯 74
- (2) 春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿 76
- (3) 春日井市障がい者施策推進協議会要綱 77

2 市内の障がい者(児)福祉施設など

- (1) 身体障がい者のための施設 79
- (2) 知的障がい者のための施設 79
- (3) 精神障がい者のための施設 80
- (4) 障がい児のための施設 80
- (5) その他障がい者(児)のための施設など 81

3 障がい者のニーズに関する調査の概要

- (1) 調査の概要 82
- (2) 調査結果の概要 83
- (3) 障がい者関係団体ヒアリング調査結果 101
- (4) 障がい者関係施設ヒアリング調査結果 104
- (5) ボランティア団体・NPO法人文書照会調査結果 106

4 用語説明

- 用語説明 108

資料

1 策定の経緯と体制

(1) 計画策定の経緯

日程	行事	内容
平成19年 8月22日	第1回障がい者施策推進協議会	障がい者施策の状況について ○障がい者のニーズに関する調査の概要について
平成19年 11月21日	第2回障がい者施策推進協議会	障がい者のニーズに関する調査の内容について
平成19年 12月5日～ 12月25日	障がい者のニーズに関する調査	計画策定のためのアンケート調査 (障がい者・児・障がいのない人)
平成20年 2月15日	第3回障がい者施策推進協議会	障がい者のニーズに関する調査の結果概要について
平成20年 5月28日	第1回障がい者施策推進協議会	○計画の策定スケジュールについて ○障がい者計画・障がい福祉計画の進捗状況について ○障がい者のニーズに関する調査の結果報告について
平成20年 6月9日～25日	障がい者団体、施設などのニーズに関する調査	計画策定のためのヒアリング調査 (団体・施設・ボランティア団体・NPO法人)
平成20年 8月27日	第2回障がい者施策推進協議会	○障がい者総合福祉計画(骨子案)について ○計画策定のためのヒアリング調査の結果報告について
平成20年 10月29日	第3回障がい者施策推進協議会	○障がい者総合福祉計画(中間案)について ○基本目標について
平成20年 11月12日	市議会厚生委員会	○障がい者総合福祉計画(中間案)を報告
平成20年 11月15日～ 12月15日	市民意見公募 (パブリックコメント)	○障がい者総合福祉計画(中間案)を市障がい福祉課のほか、市ホームページなどで公表 広報掲載(11月15日号)

日 程	行 事	内 容
平成 20 年 12 月 17 日	第 4 回障がい者施策推進協議会	○市民意見公募手続(パブリックコメント)結果報告について ○障がい者総合福祉計画(案)について
平成 21 年 1 月 28 日	第 5 回障がい者施策推進協議会	○障がい者総合福祉計画(案)について
平成 21 年 1 月 29 日	市長へ提言	○障がい者施策推進協議会が市長へ障がい者総合福祉計画を提言
平成 21 年 2 月 4 日	市議会厚生委員会	○障がい者総合福祉計画(案)を報告
平成 21 年 3 月 16 日	障がい者総合福祉計画講演会	○講演「安心して豊かに暮らせる地域をつくる」 講師：日本福祉大学教授 木全 和巳 ○障がい者総合福祉計画の説明

(2) 春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等
障がい者団体代表者	溝口 栄一郎	春日井市身体障害者福祉協会
	田中 ヒサ子	春日井市肢体不自由児・者父母の会
	河野 まゆみ	春日井市手をつなぐ育成会
	廣木 一枝 平成 20.5.28 から (相馬 節子) 平成 20.4.11 まで	春日井地域精神障害者家族会むつみ会
学識経験を有する者	○木全 和巳	日本福祉大学
保健医療福祉関係者	稲垣 薫	春日井市社会福祉協議会
	土田 まち子	春日井市ボランティア連絡協議会
	市川 潔 平成 20.10.29 から (廣野 誠) 平成 20.8.31 まで	春日井市居宅介護支援事業所連絡会
	水野 典夫 平成 20.5.28 から (大塚 康弘) 平成 20.3.31 まで	愛知県心身障害者コロニー
	牧野 法子	春日井保健所
	青木 孝	春日井公共職業安定所
	植田 一廣	春日台養護学校
公募による市民	大野 利重子	公募委員
	小林 進	公募委員
	道上 寿美	公募委員

会長 ○副会長
()内は前任者

(3) 春日井市障がい者施策推進協議会要綱

(設置)

第1条 春日井市における障害者施策の円滑な推進を図るため、春日井市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調整審議する。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係者相互の連絡調整を要する事項
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体を代表する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

この要綱は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の際、改正前の春日井市障害者施策推進協議会要綱第 3 条及び別表の規定に基づく委員である者は、この要綱の施行により委員を辞職したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 市内の障がい者(児)福祉施設など

(1) 身体障がい者のための施設

21年2月1日現在

区分	名称	住所	備考	
入所	身体障がい者療護施設	春日苑	廻間町字神屋洞 703-1	旧体系
		夢の家	明知町 1030-1	
通所	身体障がい者療護施設	春日苑	廻間町字神屋洞 703-1	旧体系
		夢の家	明知町 1030-1	
	生活介護	夢の家	明知町 1030-1	新体系

(2) 知的障がい者のための施設

区分	名称	住所	備考	
入所 など	知的障がい者更生施設	養和荘	廻間町字神屋洞 703-1	旧体系
	知的障がい者授産施設	春日台授産所	神屋町 713-8	
	生活介護	養楽荘	神屋町 713-8	新体系
	グループホーム・ ケアホーム	いまじん	坂下町 5-1215-166	
		しおん	神屋町字海道 698-85	
		ほくと	石尾台 5-7-7	
		ゆいま～る	神屋町字海道 654-317	
		気噴	気噴町 897-6	
		高森台	高森台 4-1-6	
		中切	中切町 2-5-4	
		上条	上条町 1-137	
		虹	前並町 2-5-4	
		夕凧	気噴町北 2-24	
		夕凧 2号館	高蔵寺町 7-5-19	
		グループホームあざみ	林島町 165 メゾン藤	
		グループホーム青空	牛山町字中道 616-4	
ケアホームはるひ野・ グループホームはるひ野		四ツ家町字四ツ家 186		
通所	知的障がい者更生施設	けやきの家	廻間町字神屋洞 703-1	旧体系
	知的障がい者授産施設	なかぎりワークス	中切町 3-3-17	
	心身障がい者小規模授産施設	あざみの家	林島町 159-2	
	生活介護	はさま	廻間町字神屋洞 703-1	新体系
		春日井市福祉作業所	浅山町 1-2-61	
		第一希望の家	王子町 3	
		第二希望の家	岩成台 3-3-6	
	就労移行支援	はさま	廻間町字神屋洞 703-1	
	就労継続支援 B 型	春日井市福祉作業所	浅山町 1-2-61	
ワーカー鷹来		鷹来町 4888-1		

(3) 精神障がい者のための施設

	区 分	名 称	住 所	備 考
通所	精神障がい者小規模保護作業所	ピア・ステーション勝川	長塚町 1-138 長塚公民館内	旧体系
	就労継続支援B型	かすがいフォレスト	八田町 7 - 3 - 5	新体系

(4) 障がい児のための施設

	区 分	名 称	住 所
入所	知的障がい児施設	若草学園	大泉寺町 292
		はるひ台学園	神屋町 713-8
	重症心身障がい児施設	こぼと学園	神屋町 713-8
通所	知的障がい児通園施設 児童デイサービス事業所	恵泉館	熊野町 3150
		第一希望の家	王子町 3
		第二希望の家	岩成台 3-3-6
		すごろくクラブ	上条町 6-2397-4
		ゆうゆう倶楽部デイサービス	石尾台 5-14-6
		児童デイくまたんクラブ	中央台 1-2-2 サマル江南館 1B
		NCP あいあい	高森台 6-6-3
		ドリーム&ホープ	小野町 5-64
		児童デイサービス事業所こもれびあん	押沢台 4-5-19
		児童デイサービス 桃の木フレンズ	上田楽町 3449-19
		児童デイサービス 桃の木リトル	大手町字丁田堂前 1354-10
		ヘルパーステーション のどか	旭町 3-9-5
		こどもパレット	大留町 5-29-16
		障害者支援センター ライフ空間	東野町 2-15-3
		ファミリーサポートすいかのプール	高山町 3-9-3

(5) その他障がい者(児)のための施設など

区 分	名 称	住 所
身体障がい者福祉センター	総合福祉センタ -	浅山町 1-2-61
障がい者福祉文化体育施設	福祉文化体育館 (サン・アビリティーズ春日井)	浅山町 1-2-61
障がい者生活支援センター	春日苑障がい者生活支援センタ -	廻間町 703-1 春日苑
	障がい者生活支援センタ - かすがい	浅山町 1-2-61 総合福祉センター
	障がい者生活支援センタ - JHNまある	長塚町 1 - 1 3 8 長塚公民館内
	障がい者生活支援センター あっとわん	中央台 1-2-2 サンマルシェ南館
地域活動支援センタ -	はさま	廻間町字神屋洞 703-1
	聴覚・ろう重複センタ - 桃	岩野町 2 - 2 - 7
	ナップの森地域活動支援センタ -	押沢台 4 - 5 - 1 9
	パレットハウス	高森台 4 - 1 - 6
障害者就業・生活支援センタ -	尾張北部障害者就業・生活支援センタ - ようわ	廻間町字神屋洞 703-1
障がい児等療育支援事業	心身障害者コロニ - 運用部療育支援課	神屋町 713-8
あいち発達障がい者支援センター	心身障害者コロニ - 運用部療育支援課	神屋町 713-8
短期母子療育施設	緑の家	神屋町 713-8
養護学校	県立春日井高等養護学校	中切町 2 - 3 - 8
	県立春日台養護学校	神屋町 713-8
児童相談センタ -	春日井児童相談センタ -	神屋町 713-8

3 障がい者のニーズに関する調査の概要

(1) 調査の概要

ア 調査目的

本調査は、平成 20 年度の障がい者計画・障がい福祉計画の改定にあたり、各種施策の基礎資料とすることを目的として実施しました。

イ 調査の対象と抽出方法

(ア)調査地域：春日井市全域

(イ)調査対象：身体障がい者・・・市内在住で 18 歳～64 歳の身体障がい者手帳所持者

知的障がい者・・・市内在住で 18 歳～64 歳の療育手帳所持者

精神障がい者・・・市内在住で 18 歳～64 歳の精神障がい者保健福祉手帳所持者

障がい児 ……18 歳未満の身体障がい者手帳または療育手帳所持者

障がいのない人・・・市内在住で上記以外の方

抽出方法

- ・65 歳以上の人は、介護保険制度が優先適用されるため、除外
- ・障害者自立支援法の障がい福祉サービスの受給者証を持っている人は、18 年にアンケートを送付した人のうち 1/2 の人、アンケートを送付していない人は全員
- ・受給者証を持っていない人は、18 年にアンケートを送付していない人のうち、身体は 1/2、知的・精神は全員
- ・障がいのない人は、無作為に抽出

(ウ) 調査方法：郵送による配布、回収

(エ) 調査期間：平成 19 年 12 月 5 日～12 月 25 日

ウ 回収結果

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	障がいのない人	合計
配付数	1,135 件	465 件	489 件	327 件	650 件	3,066 件
回収数	645 件	249 件	236 件	188 件	260 件	1,578 件
回収率	56.8%	53.5%	48.3%	57.5%	40.0%	51.5%

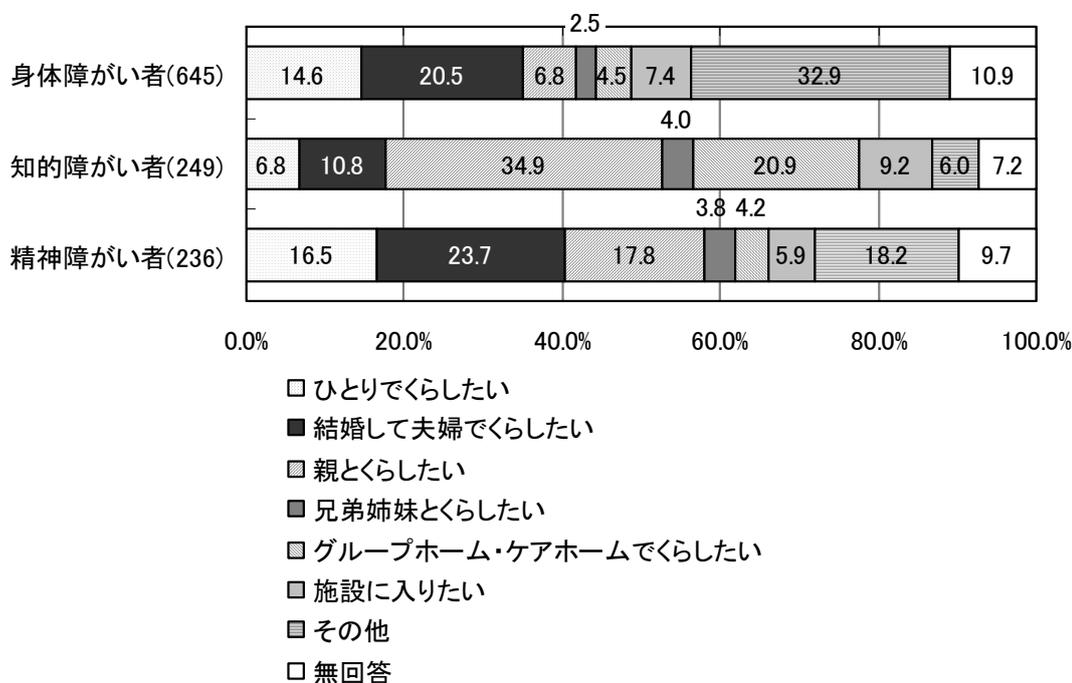
(2) 調査結果の概要

ア 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児

(ア) 将来の暮らしについて

・ 将来どのような暮らしをしたいかについて

将来の暮らしに対する希望については、身体障がい者、精神障がい者では「結婚して夫婦でくらしたい」の割合が2割以上、知的障がい者では「親とくらしたい」の割合が34.9%と、それぞれ最も高くなっています。また、身体障がい者、精神障がい者に比べ、知的障がい者で「グループホーム・ケアホームでくらしたい」の割合が高くなっています。



()内は有効回答数

図 将来の暮らしに対する希望

(イ)相談について

・悩みや困ったことを相談するのはだれかについて

悩みや困ったことを相談するについては、身体障がい者では「友人・知人」の割合が35.3%、知的障がい者、精神障がい者、障がい児では「親・祖父母」の割合が5割以上と、それぞれ最も高くなっています。また、他の障がいに比べ、知的障がい者で「親・祖父母」の割合が70.7%、精神障がい者で「医師・看護師」の割合が53.0%と高くなっています。一方で、「相談する相手はいない」「誰にも相談しない」の割合は、全て1割未満となっています。

表 悩みや困ったことを相談する人

単位：割合（%）

	有効回答数 (件)	親・祖父母	兄弟姉妹	友人・知人	会社の人・学校の先生	医師・看護師	ホームヘルパー	福祉施設・作業所の職員	市役所の職員
身体障がい者	645	25.3	31.5	35.3	3.6	25.7	5.0	3.6	9.8
知的障がい者	249	70.7	26.9	11.6	6.4	8.4	5.2	19.7	8.4
精神障がい者	236	55.9	26.7	26.3	1.7	53.0	5.9	8.5	8.9
障がい児	188	68.6	13.3	32.4	21.8	26.6	3.2	6.9	5.9

	民生委員・児童委員	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	障がい者団体	障がい者生活支援センター	専門機関の職員（心身障害者コーナー、児童相談所、保健所など）	その他	相談する相手はいない	誰にも相談しない	無回答
身体障がい者	1.9	3.1	2.5	3.4	1.1	26.5	2.9	5.1	2.3
知的障がい者	1.2	4.0	2.8	11.2	8.8	4.4	0.4	2.0	5.2
精神障がい者	2.5		0.8	5.9	3.8	13.6	1.7	0.4	0.8
障がい児	1.1	0.5	2.7	2.7	29.3	6.4	2.7	1.6	3.7

・現在、どのような方法で福祉などの情報を得ているかについて

どのような方法で福祉などの情報を得ているかについては、身体障がい者、知的障がい者で「市の広報」の割合が4割以上、精神障がい者で「新聞・雑誌・一般図書」の割合が31.4%、障がい児で「家族・友人」の割合が52.7%と、それぞれ最も高くなっています。一方で、他の障がいに比べ、精神障がい者で「特にない」の割合が高くなっています。

表 福祉情報の入手手段

単位：割合（％）

	有効回答数 (件)	新聞・雑誌・ 一般図書	録音・点字 図書	ホームページ・ 電子メール	携帯電話	ファックス	テレビ（一般放 送）	手話放送・字 幕
身体障がい者	645	42.3	0.8	10.5	1.2	0.3	32.2	1.2
知的障がい者	249	25.3		4.8	0.4	0.4	15.3	
精神障がい者	236	31.4		4.2	0.8	0.0	20.8	
障がい児	188	37.8	0.0	18.6	1.1	0.0	26.6	1.6

	ラジオ	市の広報	町内会・自治会 の回覧板	市・県の福祉サ ービスガイド	家族・友人	その他	特にない	無回答
身体障がい者	5.3	51.0	12.9	22.5	18.6	2.8	14.9	1.6
知的障がい者	2.8	43.0	6.8	25.7	28.9	10.0	13.7	7.2
精神障がい者	4.7	28.8	4.2	18.2	23.7	11.4	22.5	1.7
障がい児	2.1	51.1	3.7	33.5	52.7	11.2	6.9	1.6

・障がい者生活支援センターを知っているかについて

障がい者生活支援センターの認知状況については、「知っている」の割合が、身体障がい者で37.1%、知的障がい者で46.6%、精神障がい者で25.4%、障がい児で47.9%となっており、特に精神障がい者で低くなっています。

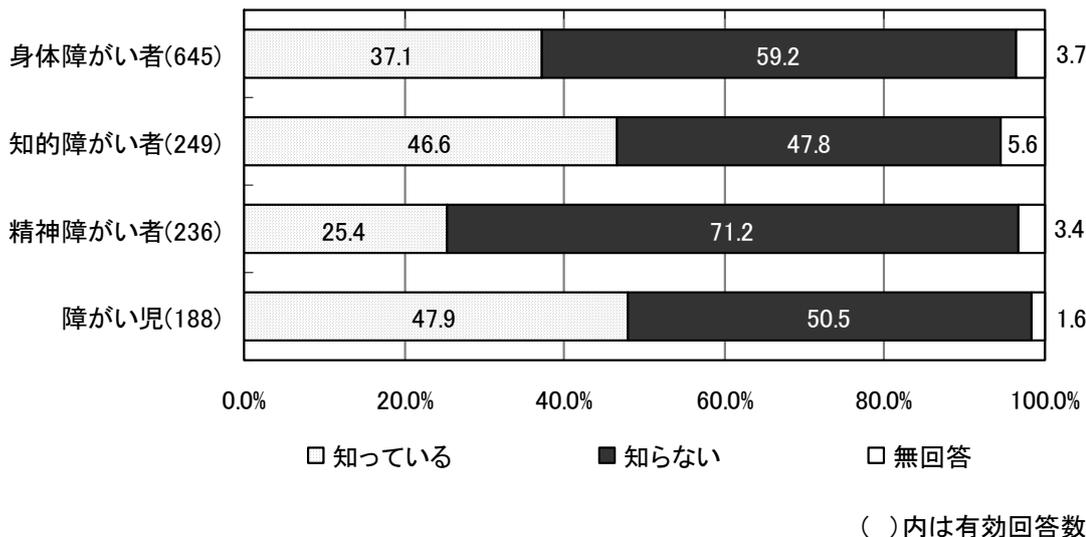


図 障がい者生活支援センターの認知状況

・相談したいと思うことについて

相談したいと思うことについては、全体に「福祉サービスの情報に関すること」の割合が高く、特に障がい児で51.1%と高くなっています。また、他の障がいに比べ障がい児で「就労支援・就学に関すること」「成年後見制度や虐待など権利擁護に関すること」の割合が高くなっています。一方で、他の障がいに比べ、障がい児で「特になし」の割合が8.5%と低くなっています。

表 相談したいと思うこと

単位：割合 (%)

	有効回答数(件)	日常生活に関すること	福祉サービスの利用に関すること	福祉サービスの情報に関すること	就労支援・就学に関すること	成年後見制度や虐待など権利擁護に関すること	その他	特になし	無回答
身体障がい者	645	22.8	30.4	33.5	14.6	2.2	5.1	34.7	2.6
知的障がい者	249	22.5	32.5	28.9	19.3		5.6	25.7	10.4
障がい児	188	34.0	44.7	51.1	49.5	27.7	4.3	8.5	1.1

(ウ)福祉サービスについて

・福祉サービスのうち、現在利用しているサービスについて

福祉サービスの利用状況については、身体障がい者、精神障がい者、障がい児で「利用していない」の割合が最も高く、4割以上となっています。知的障がい者では「知的障がい者授産施設等」の割合が最も高く48.2%となっています。また、障がい児では「児童デイサービス」の割合が37.2%と高くなっています。

表 福祉サービスの利用状況

単位：割合（％）

	有効回答数(件)	居宅介護ホームヘルプ)	生活介護	児童デイサービス	短期入所(ショートステイ)	就労移行支援	自立訓練(機能訓練)	就労継続支援	訪問入浴サービス	移動支援(ガイドヘルプ)	日中一時支援
身体障がい者	645	9.5	4.3	0.2	1.9	0.3	2.9	0.9	2.0	2.5	0.3
知的障がい者	249	8.8	10.8	1.2	14.9	2.0	2.0	7.6	1.6	16.1	4.4
精神障がい者	236	9.3	3.4	0.0	0.4	0.8	0.8	0.0		0.0	1.3
障がい児	188	5.9	0.0	37.2	12.2	0.5	3.2	1.1	0.5	18.1	6.9

	地域活動支援センター	デイケア・ナイトケア	身体障がい者療護施設	知的障がい者更生施設	知的障がい者授産施設等	小規模保護作業所	その他	利用していない	わからない	無回答
身体障がい者	0.8		1.9				5.0	76.6	1.4	2.3
知的障がい者	6.4			8.8	48.2		7.2	10.8	0.8	1.6
精神障がい者	0.4	8.5				6.8	8.1	51.7	8.1	7.2
障がい児	0.5						2.7	43.6	1.6	1.6

・福祉サービスのうち、利用を続けたいサービスについて

福祉サービスの今後の利用意向については、「利用しない」の割合を除くと、身体障がい者、精神障がい者で「居宅介護(ホームヘルプ)」の割合が最も高くなっており、知的障がい者では「短期入所(ショートステイ)」の割合が、障がい児では「児童デイサービス」の割合が最も高くなっています。

表 福祉サービスの今後の利用意向

単位：割合(%)

	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	生活介護	児童デイサービス	短期入所(ショートステイ)	就労移行支援	自立訓練(機能訓練)	就労継続支援	訪問入浴サービス	移動支援(ガイドヘルプ)	日中一時支援
身体障がい者	645	13.5	9.5	0.3	3.9	4.3	7.0	4.7	4.2	5.4	2.3
知的障がい者	249	13.7	13.7	1.2	24.9	3.6	8.4	11.2	2.0	20.1	15.7
精神障がい者	236	13.1	7.2	0.4	3.4	6.4	4.7	4.7		1.7	3.0
障がい児	188	8.5	2.7	54.8	28.7	16.5	18.1	18.6	3.7	29.8	33.5

	地域活動支援センター	デイケア・ナイトケア	身体障がい者療護施設	知的障がい者更生施設	知的障がい者授産施設等	小規模保護作業所	その他	利用しない	わからない	無回答
身体障がい者	4.5		6.4				5.0	20.8	37.8	5.1
知的障がい者	8.4			10.8	14.1		4.4	12.0	19.3	5.2
精神障がい者	5.5	12.7				7.6	5.1	17.4	32.6	5.9
障がい児	11.7						2.7	4.8	15.4	2.1

・サービスのどのような点に不満を感じるかについて

不満を感じる理由については、身体障がい者で「利用したいサービスが整備されていない」の割合が 28.6%、知的障がい者、障がい児で「利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、十分に利用できない」の割合が 4 割以上、精神障がい者で「利用料金（1 割負担）が高い」の割合が 40.0%と、それぞれ最も高くなっています。

表 不満を感じる理由

単位：割合（%）

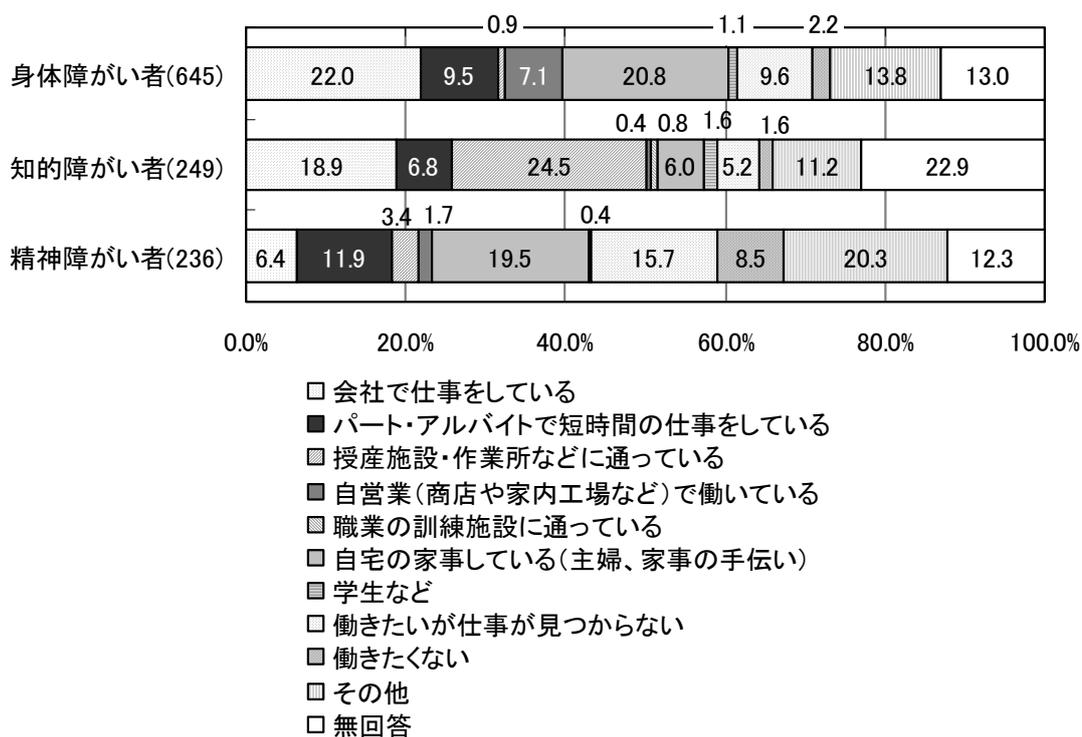
	有効回答数（件）	担当者のサービス技術	担当者の言葉づかいなどの態度	担当者が相談にのつてくれない	担当者が自分の要望を聞いてくれない	困っていることが解消されない	利用料金（1割負担）が高い
身体障がい者	35	17.1	2.9	8.6	11.4	20.0	25.7
知的障がい者	66	15.2	6.1	1.5	3.0	16.7	30.3
精神障がい者	20	15.0	10.0	15.0	5.0	25.0	40.0
障がい児	47	10.6	2.1	0.0	2.1	8.5	36.2

	申請の手続きがめんどうである	使いたい時に空きがなく利用できない	家族などが勤めるため利用しているが、利用したくない	利用したいサービスが整備されていない	利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、十分に利用できない	その他	無回答
身体障がい者	22.9	14.3	8.6	28.6	25.7	22.9	0.0
知的障がい者	18.2	39.4	1.5	34.8	45.5	22.7	1.5
精神障がい者	30.0	0.0	5.0	15.0	20.0	20.0	0.0
障がい児	10.6	31.9	0.0	31.9	51.1	29.8	2.1

(エ)就労について

・現在の就労の状況などについて

就労状況などについては、身体障がい者、知的障がい者で「会社で仕事をしている」の割合が約2割となっています。精神障がい者で「その他」「自宅の家事をしている(主婦、家事手伝い)」の割合が約2割と、それぞれ最も高くなっています。また、他の障がいに比べ知的障がい者で「授産施設・作業所などに通っている」の割合が高くなっています。

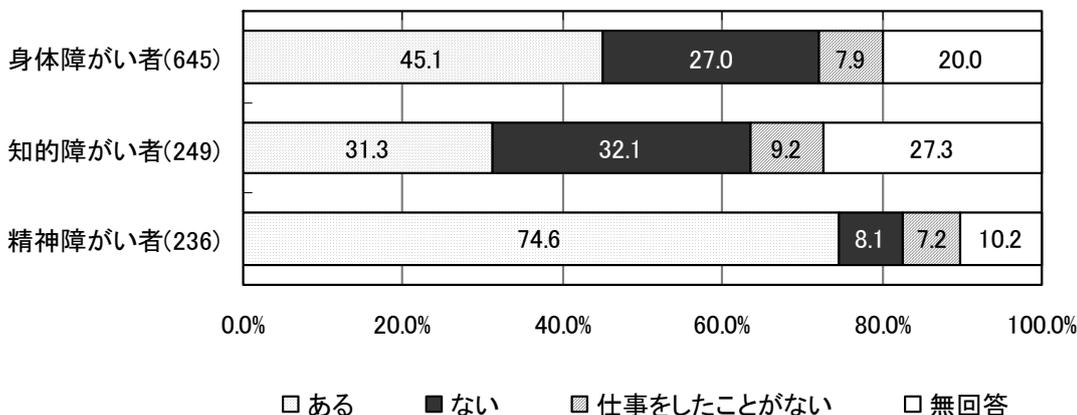


()内は有効回答数

図 就労状況

・仕事をかえたり、辞めたりしたことがあるかについて

仕事をかえたり、辞めたりした経験の有無については、「ある」の割合が身体障がい者で45.1%、知的障がい者で31.3%、精神障がい者で74.6%となっており、特に精神障がい者で高くなっています。

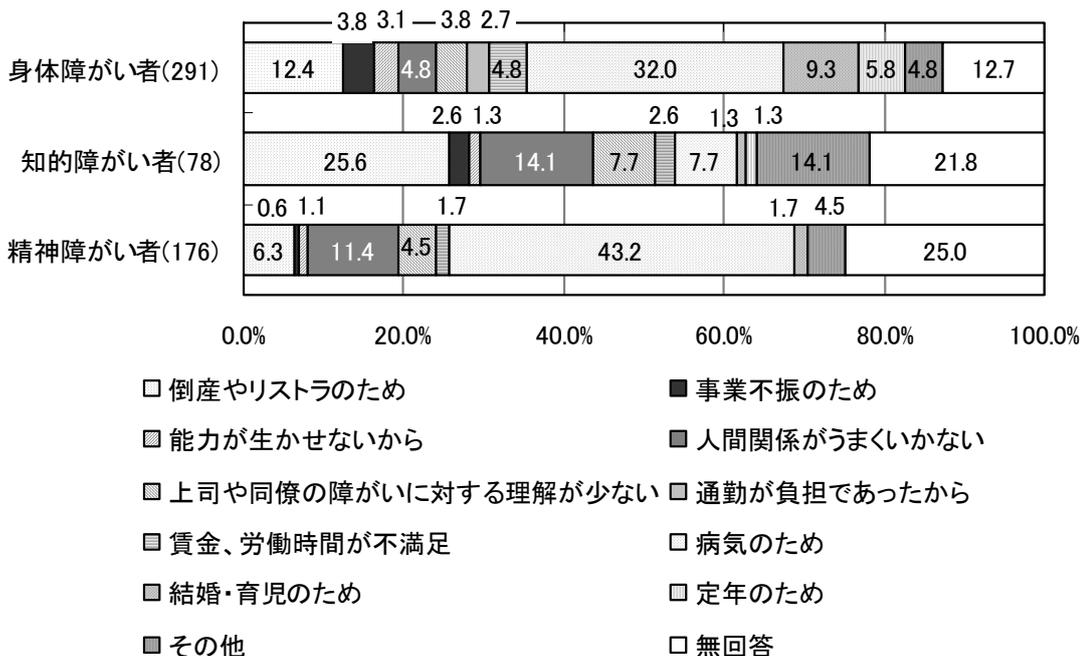


()内は有効回答数

図 仕事をかえたり、辞めたりした経験の有無

・仕事をかえたり、辞めた主な理由について

仕事をかえたり、辞めた主な理由については、身体障がい者、精神障がい者で「病気のため」の割合が3割以上、知的障がい者で「倒産やリストラのため」の割合が25.6%と、それぞれ最も高くなっています。また、身体障がい者に比べ、知的障がい者、精神障がい者で「人間関係がうまくいかない」の割合が高くなっています。



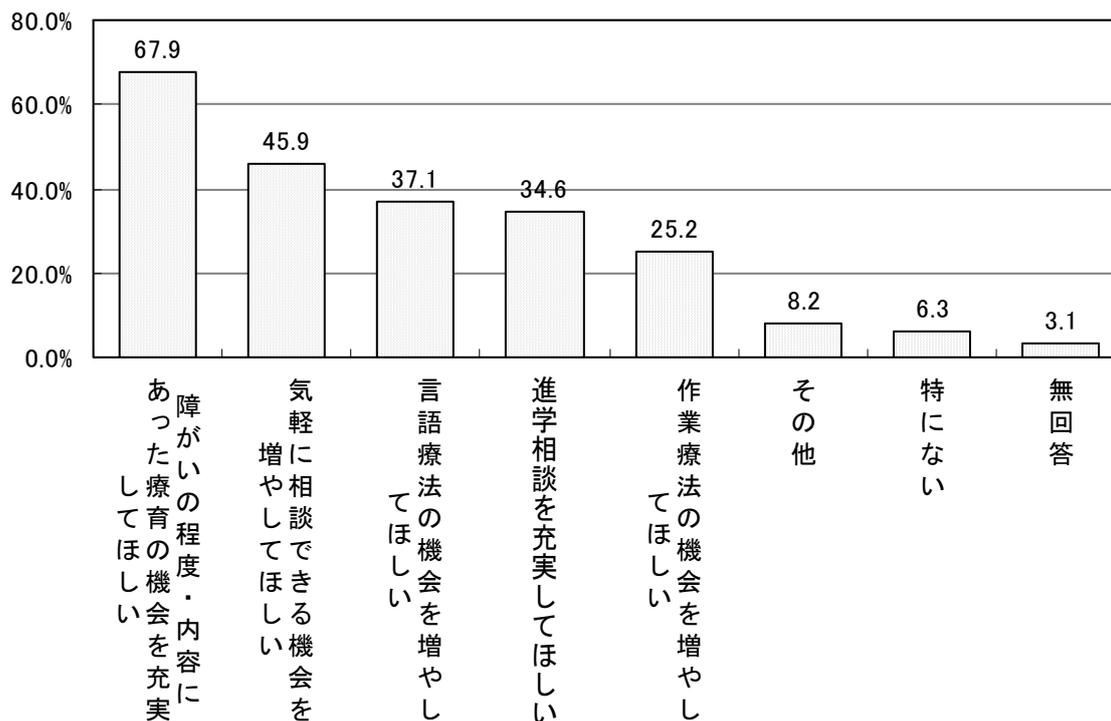
()内は有効回答数

図 仕事をかえたり、辞めた主な理由

(オ) 就学について (障がい児)

・療育についてどのように考えているかについて

療育への考えについては、「障がいの程度・内容にあった療育の機会を充実してほしい」の割合が最も高く 67.9%となっており、次いで「気軽に相談できる機会を増やしてほしい」の割合が 45.9%、「言語療法の機会を増やしてほしい」の割合が 37.1%となっています。

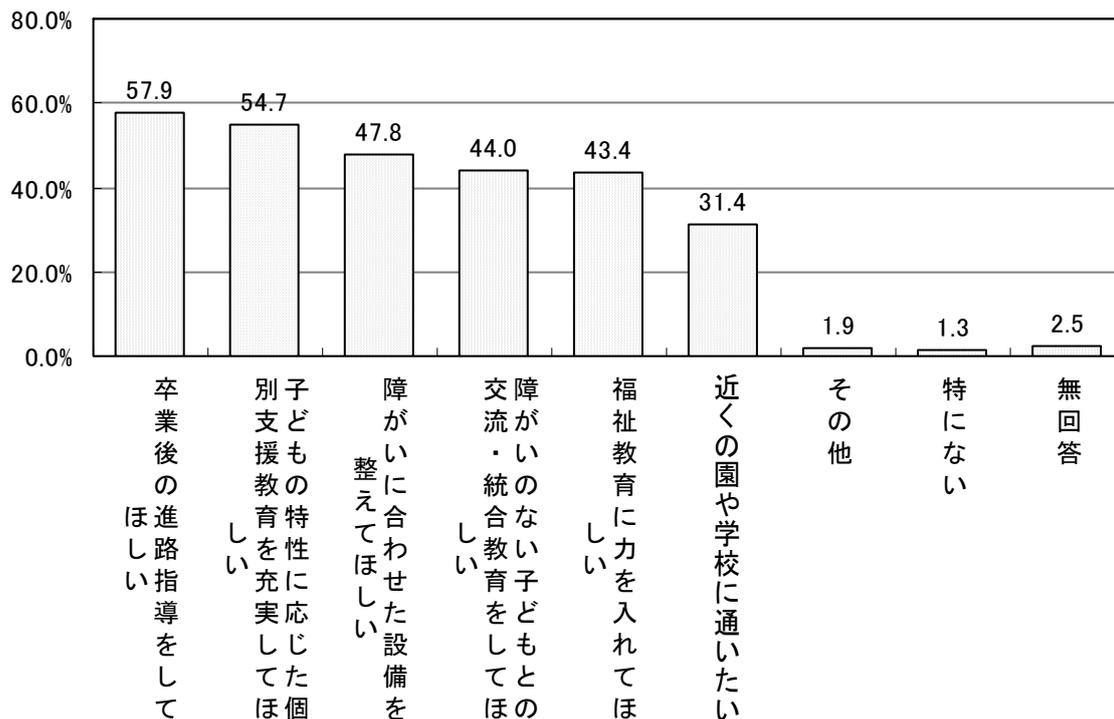


有効回答数: 159件

図 療育への考え

・今後の就園・就学についてどのように考えているかについて

今後の就園・就学については、「卒業後の進路指導をしてほしい」の割合が最も高く 57.9% となっており、次いで「子どもの特性に応じた個別支援教育を充実してほしい」の割合が 54.7%、「障がいに合わせて設備を整えてほしい」の割合が 47.8%となっています。



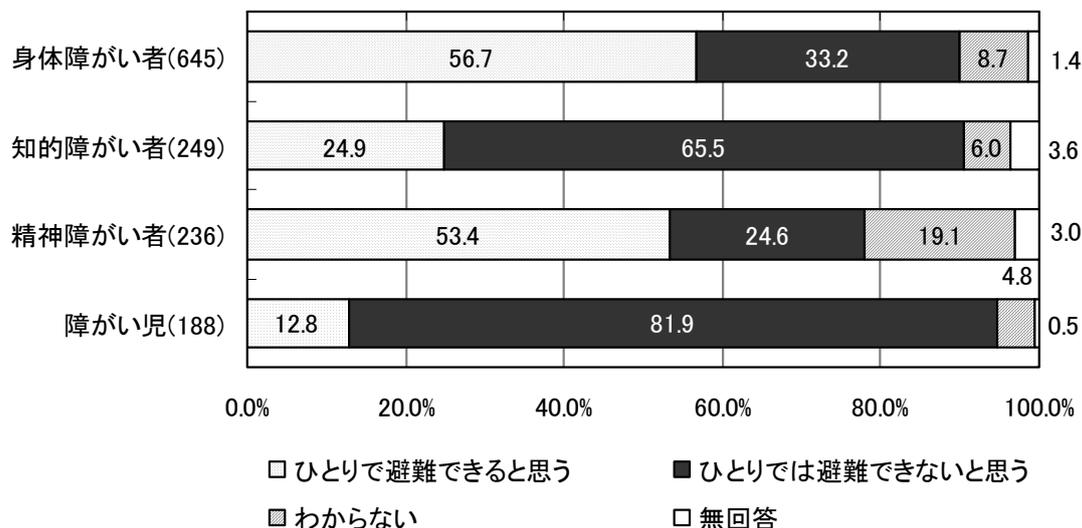
有効回答数: 159件

図 今後の就園・就学について

(カ)災害など緊急事態の対応について

・災害などの緊急事態が発生した場合、ひとりで避難場所まで避難できるかについて

緊急事態時の避難場所までの可否については、身体障がい者、精神障がい者で「ひとりで避難できると思う」の割合が5割以上となっています。一方で、知的障がい者、障がい児で「ひとりでは避難できないと思う」の割合が6割以上となっています。



()内は有効回答数

図 緊急事態時の避難場所までの可否

・一緒に避難場所まで避難してもらおう人がいるかについて

一緒に避難してくれる人については、全体に「同居の家族」の割合が最も高く、6割以上となっています。一方で、身体障がい者、知的障がい者で「一緒に避難してくれる人がいない」の割合が1割以上となっています。

表 一緒に避難してくれる人

単位：割合 (%)

	有効回答数 (件)	同居の家族	別居の親族	隣近所の人	友人・知人	民生委員	区・町内会の役員	園や学校の先生	その他	一緒に避難してくる人がいない	無回答
身体障がい者	214	76.6	11.2	12.1	3.7	3.7	2.8	3.7	10.3	2.3	
知的障がい者	163	83.4	9.8	11.0	2.5	0.0	1.8	12.3	4.3	0.0	
精神障がい者	58	63.8	8.6	12.1	5.2	0.0	1.7	12.1	15.5	5.2	
障がい児	154	92.9	8.4	12.3	6.5	0.0	0.6	32.5	4.5	1.9	

・災害などの緊急事態に困ると思うことについて

災害などの緊急事態に困ると思うことについては、身体障がい者で「自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない」の割合が34.3%、知的障がい者、障がい児で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が7割以上、精神障がい者で「一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい」の割合が43.2%と、それぞれ最も高くなっています。また、他の障がいに比べ、身体障がい者で「避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない」の割合が、知的障がい者、障がい児で「自分の身体の状況を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない」「避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない」の割合が、ともに高くなっています。一方で、他の障がいに比べ、身体障がい者で「特に困ることはない」の割合が高くなっています。

表 災害などの緊急事態に困ると思うこと

単位：割合（％）

	有効回答数（件）	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい	自分の身体の状況を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない	自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない
身体障がい者	645	17.5	10.4	34.3	13.6	8.1
知的障がい者	249	75.1	44.6	18.5	54.6	55.8
精神障がい者	236	40.3	17.8	7.6	16.1	29.7
障がい児	188	77.1	55.3	26.1	54.8	54.8

	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない	その他	特に困ることはない	無回答
身体障がい者	27.3	30.5	6.7	23.9	4.2
知的障がい者	26.9	26.1	5.6	9.6	4.8
精神障がい者	43.2	19.1	11.4	17.4	6.4
障がい児	22.9	23.9	14.9	5.3	4.3

(キ)障がい者施策について

・今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策について

今後、充実したほうがよい障がい者の施策については、身体障がい者、知的障がい者で「高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備」の割合が3割以上、精神障がい者で「障がい者の雇用促進」の割合が31.0%、障がい児で「障がい児の療育の場の整備・充実」の割合が42.5%と、それぞれ最も高くなっています。

表 今後、充実したほうがよい障がい者の施策（その1）

単位：割合（%）

	有効回答数（件）	障がい者の雇用促進	相談窓口や相談指導をする体制の充実	生活介護（デイサービス）などの充実	短期入所（ショートステイ）などの充実	専門的機能回復訓練などのリハビリテーションの充実	専門機関での医師や専門家による病気の治療やカウンセリングの充実	更生施設などの入所できる施設の整備	地域での日常生活や社会復帰の相談や助言などを行う支援センターの整備
身体障がい者	645	27.1	18.6	13.5	6.2	17.1			
知的障がい者	249	27.3	15.3	16.9	21.7	2.8		9.6	
精神障がい者	236	30.5	17.8	17.8	5.5		28.4		11.9
障がい児	188	42.0	22.3	20.2	10.1	15.4			

	軽作業を中心とした仕事を行う施設	家事や介助のためのホームヘルパーの派遣	外出時の付き添いのためのガイドヘルパーの充実	障がい者向けの公営住宅の整備	賃貸住宅への入居の支援（保証人がいない場合など）	グループホーム・ケアホームなどの確保	公共施設のバリアフリー化の推進	交通機関の充実や移動支援の充実	授産施設などの福祉的な仕事場の整備・充実
身体障がい者		14.1	6.7	22.5	13.3		18.4	25.1	1.2
知的障がい者		10.4	11.2	17.7	8.4	27.3		17.7	11.6
精神障がい者	11.9	12.7		15.3	14.0	4.2		17.4	
障がい児		2.7	8.5	9.6	4.8	19.1	6.4	13.8	21.3

表 今後、充実したほうがよい障がい者の施策（その2）

単位：割合（％）

	住宅改修補助制度などの充実	スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援	療護施設や福祉ホームなど入所できる施設の整備	入所又は通所して社会復帰のための日常生活訓練を受ける施設の整備	障がい児の療育の場の整備・充実	障がい者の情報提供の充実	学校と関係機関の連携の強化	高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備	家族会や患者会の組織化と活動の充実
身体障がい者	15.7	6.0	9.5		2.3	11.0	2.0	43.1	
知的障がい者		6.8			7.2	14.5	0.8	39.4	
精神障がい者				6.8		15.7	0.4		4.7
障がい児	5.3	8.5	11.2		42.0	13.8	31.9	16.0	

	地域のひととの交流の場の充実	災害や具合が悪くなったときなど緊急時の支援体制の充実	障がい者の理解に関する社会啓発の促進	その他	わからない	無回答
身体障がい者	4.0	26.2	15.5	2.0	4.7	10.9
知的障がい者	4.8	21.3	20.1	2.4	8.4	10.8
精神障がい者	4.7	15.7	24.6	6.8	14.0	8.5
障がい児	6.4	16.5	33.5	2.7	2.1	10.6

イ 障がいのない人

(ア)共生社会について

・「共生社会」という言葉を聞いたことがあるかについて

「共生社会」については、「聞いたことがあり、賛同できる」の割合が39.6%となっており、「聞いたことはないが、賛同できる」をあわせた「共生社会」という言葉に賛同できる人の割合が85.4%となっています。

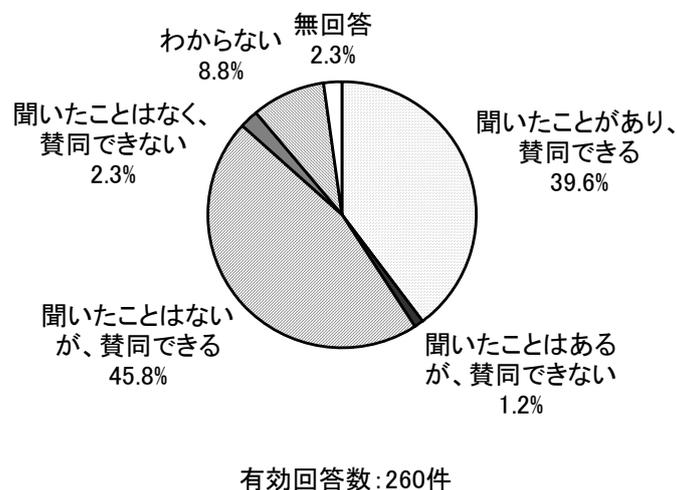


図 「共生社会」について

・世の中には障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があるかについて

社会的な差別や偏見の有無については、「あると思う」と「少しはあると思う」をあわせた障がいに対する社会的な偏見があると感じている人の割合が87.6%となっています。

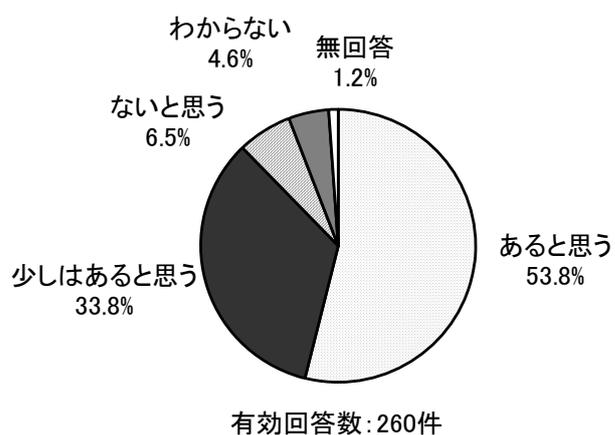


図 社会的な差別や偏見の有無

・障がいのある人のために企業などの民間団体が行う活動について、どのようなことを希望するかについて

障がいのある人のために企業などの民間団体が行う活動への希望については、「障がい者になっても継続して働くことができる体制の整備」の割合が最も高く 61.9%となっており、次いで「障がいのある人の雇用の促進」の割合が 60.4%、「障がいのある人に配慮した事業所等の改善・整備」の割合が 46.9%となっています。

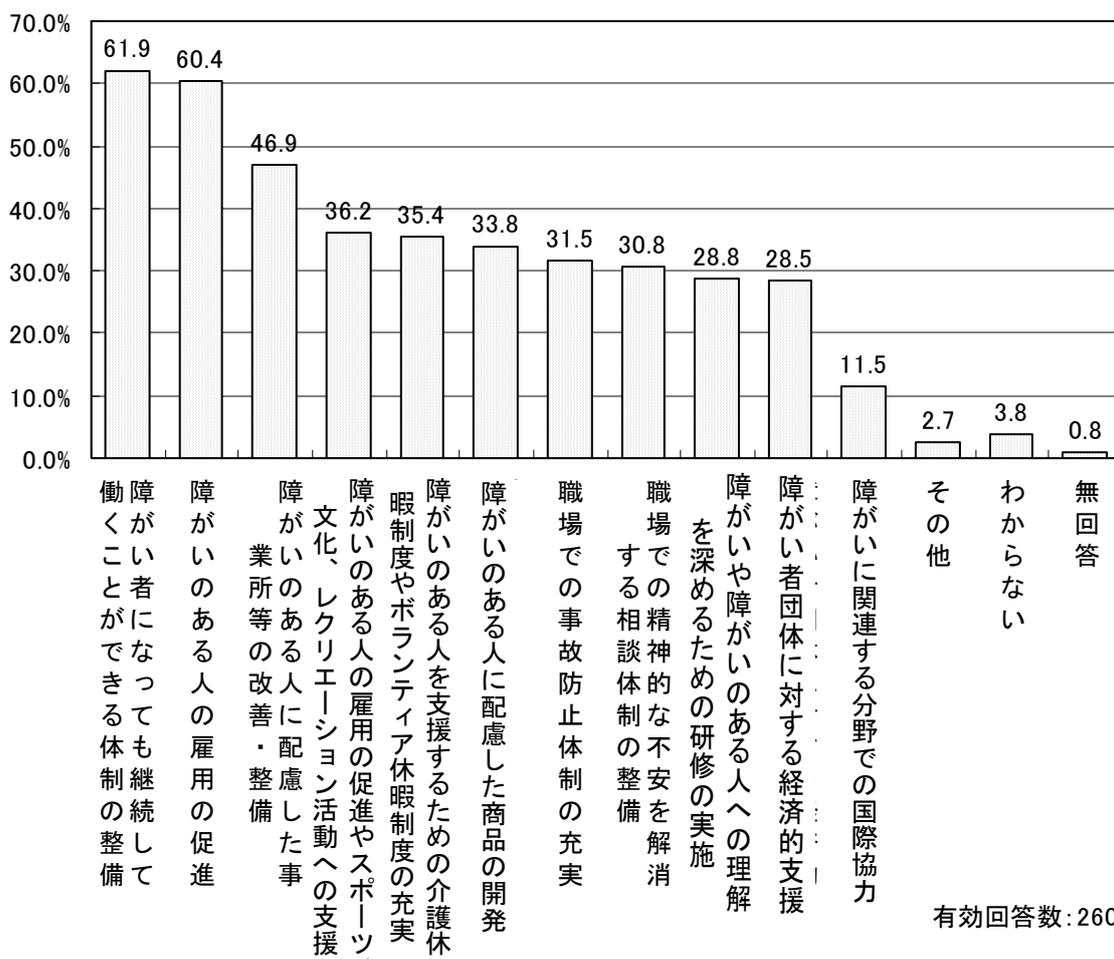


図 障がいのある人のために企業などの民間団体が行う活動への希望

(イ) 障がい者施策について

・今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策について

今後、充実したほうがよい障がい者の施策については、「障がい者の雇用促進」の割合が最も高く45.4%となっており、次いで「相談窓口や相談指導をする体制の充実」の割合が33.8%、「生活介護（デイサービス）などの充実」の割合が32.7%となっています。

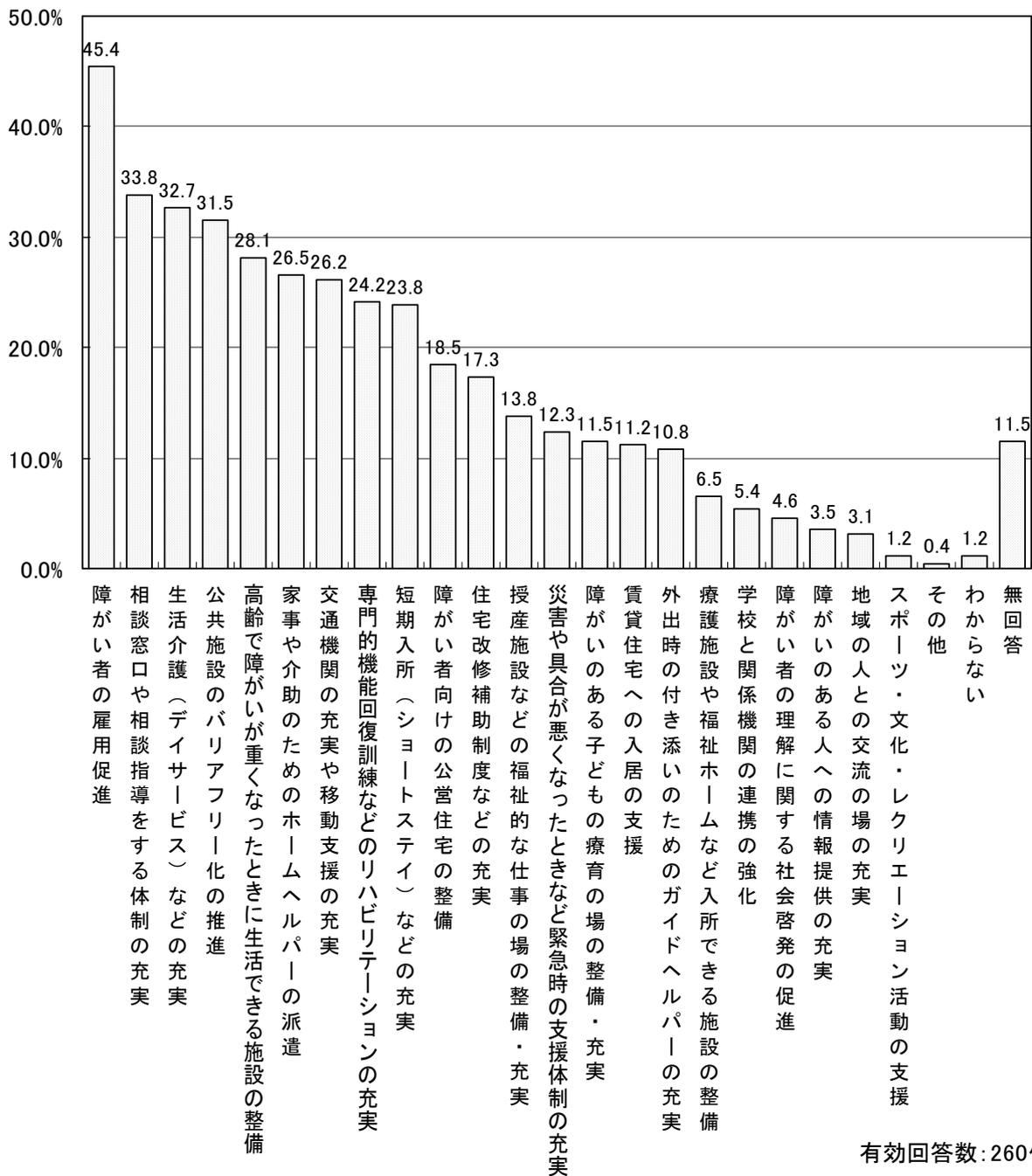


図 今後、充実したほうがよい障がい者の施策

(3) 障がい者関係団体ヒアリング調査結果

ア 実施期間 平成20年6月9日(月)から平成20年6月18日(水)まで

イ 調査団体(6団体)

ウ ヒヤリング内容(要旨)

(ア)障がい福祉サービスについて

(居宅支援)

- ・ ヘルパーが関わるものについては家事援助に限らず、ヘルパー自体が不足している。特に男性ヘルパーが足りないので、確保に向けた手立てが必要。
- ・ ヘルパーについて、家事援助等の作業をこなすだけでなく、障がいの特性を理解してほしい。接し方等への配慮が欠けていると、安心して利用することができないので、勉強してほしい。

(ショートステイ)

- ・ 緊急の場合に、事業所の予約がいっぱいで利用できないときがあるので、ある程度選択できるくらい施設が増えてほしい。
- ・ 重度の知的障がい者の利用できる事業所が少なく1つの事業所に利用者が集中する。

(就労移行・就労継続支援)

- ・ 就労継続支援施設を市内に複数個所つくってほしい。
- ・ 就労支援について、支援者の継続的で適切な支援をしてほしい。

(グループホーム・ケアホーム)

- ・ ケアホーム入所希望者は多数あるが、職員不足等のでつくり出ることが出来ない。職員の生活が保証されるだけの単価設定にして欲しい。
- ・ 年金だけではグループホーム等に入り、日中活動の支援を受けることは出来ないので、グループホーム等の家賃の補助をして欲しい。

(イ)地域生活支援事業について

(移動支援)

- ・ 移動支援について、車いすの移動の場合、JRなどの電車の利用時に安全のため駅員の案内など時間がかかり、5時間での外出は難しい。
- ・ 障がい者が外出するとき、ヘルパー2人体制での車の移動を認めてほしい。

(日中一時支援)

- ・ 重度の知的障がい者が利用できる事業所がない。
- ・ 日中活動の延長的利用によって緊急時に対応して欲しい。土日に利用できる日中一時支援が必要である。
- ・ 日中一時支援は、スタッフが多くの利用者を援護している場合があり、利用者の安全を理由に断られる事もあるので、同一日に他施設の利用も可能にして欲しい。

(地域活動支援センター)

- ・ 土日の地域活動支援センターが複数必要である。
- ・ 日中活動の施設で土日に地域生活支援センター事業を実施して欲しい。

(相談支援)

- ・ 今後は利用者への情報発信や相談経験からのミニ勉強会等の積極的な支援もしてほしい。
- ・ 電話相談を受ける体制を充実してほしい。

(コミュニケーション支援)

- ・ 現在は夜間や緊急時の手話通訳派遣に対応できる受付窓口がない。聴覚障がい者の生活を守るためにも、夜間や緊急時の手話通訳派遣依頼に対応できる派遣体制の整備をしてほしい。
- ・ 現在は、月・水・金午前中(9時~12時)手話通訳を設置しているが、市役所の窓口業務のある月曜日から金曜日の8時30分~17時15分に手話通訳を設置してほしい。
- ・ 市民病院などの公共施設に手話通訳者を設置してほしい。

(その他)

- ・ 宿泊体験事業の実施を検討して欲しい。
- ・ 複数のサービスを利用する人が今後ますます増えてくるなかで、事業所間の公平な情報の共有などを手助けする中立の第三者が必要である。
- ・ 日中活動を利用していないので、情報の入手が困難なため、定期的に家庭訪問をしてほしい。
- ・ 成年後見制度の利用にあたっての支援をしてほしい。

(ウ)障がい福祉施策・事業について

- ・ 当事者の家族は将来への不安と、日々の生活の困難さをかかえているため、家族への支援を充実させてほしい。
- ・ 居宅支援、日中活動などをトータル的に検討できるようなネットワークをつくってほしい。
- ・ 障がい福祉施策について、自立支援協議会で部会をつくり、様々なニーズについて検討し対応してほしい。
- ・ 在宅者で日中活動等の福祉サービスを複数利用している人に対して、ケアマネージメントをする専門家（第三者）が必要である。
- ・ かすがいシティバスは高齢者や運転免許をもたない障がい者にとっての大切な交通手段の一つなので、運行の本数を増やしほしい。
- ・ 市の窓口や相談支援事業への相談内容からテーマを選び、勉強会を実施してほしい。
- ・ 地域生活を充実していくために、ケアホームと居宅介護、移動支援や余暇活動支援を充実させてほしい。
- ・ 中学校、高等学校において、精神疾患についての授業に取り入れる等で早期発見、早期治療や啓発につながる。
- ・ 災害発生時避難場所に手話通訳を配置してほしい。また、視覚による情報提供に配慮してほしい。
- ・ 光化学スモッグ、台風、地震等の警報や注意報は、音声による情報提供だけでなく、文字による情報提供を行ってほしい。
- ・ 現在ほとんどの施設は東部地区に集まり、西部地区に住んでいる者にとって大変不便なため、配慮してほしい。
- ・ 情報提供は、対象となる人に届きやすい手段を考えるべきであり、福祉サービスについての説明会などは施設の利用者・家族を対象に定期的に関催してもいいのではないか。

(4) 障がい者関係施設ヒアリング調査結果

ア 実施期間 平成20年6月19日(木)から平成20年6月25日(水)まで

イ 調査施設(9施設)

ウ ヒアリング内容(要旨)

(ア)サービス提供時の課題について

- ・ 様々な年代や障がいの種類に対しきめ細やかなサービスの提供が難しい。
- ・ 利用者へのより良いサービス提供のため、限られた職員数での変則的な勤務のため職員間の交流に限界があり、介護技術の均一化に時間を要してしまう。
- ・ 利用者のニーズに沿った支援の展開と、利用者の自立のため、専門家の技術・意見を活用しているが、こうした技術の蓄積にもう少し時間がかかる。
- ・ 制度に対する理解が不足している保護者に対して、どのように説明して、理解を求めていくか。
- ・ 精神障がいを抱える利用者がほとんどのため、安定した通所が難しい。安定して通所してもらうためには職員が利用者の状況を把握し、必要な支援していくことが大事だが、職員数が少なく、財政上の理由で雇用できないことが課題である。

(イ)事業所運営の課題について

- ・ 福祉関係職員の待遇の低さが目立ち、職員の確保が大変難しい。
- ・ 新体系への移行により日割計算、1人当り単価の減額等、収入の減少が見込まれるため、移行後の安定した経営が課題。また、原油高騰により、高熱水費等経費増にも対処していかななくてはならない。
- ・ 新体系へ移行することに伴って退所せざるをえない利用者のグループホーム・ケアホーム・福祉ホームなどの生活の場の確保が必要になってくる。
- ・ 施設の老朽化、個別支援にかかる生活空間の整備等今後ハード面の整備が必要である。

(ウ)利用者のニーズについて

- ・ 福祉ホームやケアホーム等の中間的施設を充実させてほしい。
- ・ ショートステイを充足してほしい。
- ・ 男性ヘルパーを確保してほしい。
- ・ 送迎サービスの利用の際、自宅内から、または自宅内への介助をしてほしい。
- ・ 区分が3以下の人でも入所を必要とする人もおり、そのような人への支援を考えてほしい。

(エ)障がい福祉施策・事業について

- ・ ケアホームでのホームヘルプの利用について、軽度の方でも利用出来るように緩和して、中間施設へ積極的に移行出来るような体制づくりをしてほしい。
- ・ 本人の意向を重視して、日中活動とショートステイの併用や生活介護前後のショートステイ、日中一時支援の利用など柔軟なサービス提供を考えてほしい。
- ・ 新体制に移行した場合において、対象外となった利用者が出現した場合の受け皿を確保してほしい。地域における社会資源としての受け皿不足の解消が必要である。
- ・ 日中活動の場としての空き教室、公民館などの活用

(5) ボランティア団体・NPO法人文書照会調査結果

ア 実施期間 平成20年5月30日(金)から平成20年6月20(金)まで

イ 調査団体 ボランティア団体(11団体) 回答のあった団体 4団体
NPO法人(10団体) 回答のあった法人 4法人

ウ 文書照会内容(要旨)

ボランティア団体

(ア)障がい者の地域生活への支援について

- ・ 交通手段を確保すること。かすがいシティバスや路線バスの本数・路線を増やして、障がい者が利用しやすいものにする。
- ・ 災害時の情報を保障すること。避難後も避難場所で音声だけでなく、手話通訳や文字などで、わかりやすく速やかに情報を伝えること。
- ・ 災害時に限らず、聴覚障がい者は色々な情報を得にくいので、地域に支援者がいるとよい。また、手話のわからない聴覚障がい者もたくさんいるので、要約筆記も充実してほしい。
- ・ 障がい者が必要な時に、サービスを受けられる体制(夜間や、緊急時など)を整えること。
- ・ 駅や市役所、大型スーパーなどにFAXが設置されていると、聴覚障がい者は安心して外出できる。
- ・ 利用している障がい者に不安感を与えるので、施設の職員があまり替わらないこと。

(イ)障がい福祉施策・事業について

- ・ 障がい者施策や事業について、知らないことが多くあるので、折にふれ情報の提供や周知をお願いしたい。
- ・ 手話通訳の無料派遣を継続してほしい。
- ・ 一般の人が手話にふれる機会を増やして欲しい。
- ・ 手当の削減など、福祉が後退しているように感じられるが、財政難の一言で片付けられてしまうのは寂しい。

NPO法人

(ア)障がい者の地域生活への支援について

- ・ 障がい者の地域生活を支えるグループホームやケアホームの世話人を確保すること
- ・ 不足しているヘルパーを確保すること
- ・ 「障がい者を理解し、関わってくれる人」を地域に増やすこと。
- ・ 成年後見制度の充実（法人後見などについても検討してほしい。）
- ・ 障がいのある人の年齢により必要な支援は異なるので、それぞれの年齢のニーズにあった支援。（例えば、学齢期ならばデイサービスや余暇の場（夏休み期間等）の提供、24時間対応のレスパイトサービスなど。）
- ・ 民間の力の活用して福祉サービスを充実していくこと
- ・ 必要な情報を、障がい者がきちんと受け取れる仕組みを作ること。どのような人が、どこに申請し、どのような過程で、どういったサービスを受けられるのか、様々な形での情報提供を考えなくてはならない。また、中学3年生には、進路についての情報提供をしてあげてほしい。

(イ)障がい福祉サービスの種類や利用について

- ・ ヘルパーが不足している（特に男性）ため、利用者の希望に応じたサービスが提供できない。
- ・ 制度が変わって、サービスの細かいところまでの周知がなされていないため、障がい福祉課の窓口までいかないとわからないことが多い。
- ・ 情報の発信について居宅事業所連絡会をもっと活用してほしい
- ・ 移動支援について認められている5時間では、目的が達せられないことがあるので、もう少し時間を増やして欲しい。
- ・ 小・中・高校生が利用できるサービスが必要。
- ・ 児童デイサービスのニーズは非常に高いので、事業を続けられるようにすることが必要。

(ウ)障がい福祉施策・事業について

- ・ 現在の制度で、最も支援の薄い学齢期のサービスを充実してほしい。
- ・ 利用者のニーズも高い児童デイサービス事業を継続できるよう、なんらかの支援をお願いしたい。
- ・ 障がい者の支援がばらばらにならないように、居宅事業所、日中活動事業所、障がい者生活支援センター等が連携して支援していけるようにネットワークづくりをしてほしい。
- ・ 公的な施設では積極的に、一般の人と障がい者がともに参加できるような講座等を実施してもらい、障がい者の社会参加につなげてほしい。

4 用語説明

あ

Em-NET

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもの。メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報などを伝達することができる。

N P O

民間非営利組織、non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

S P コード

縦・横 18 ミリメートル四方の切手大で、縦と横の両方向に情報をもつ二次元コード。従来の 1 方向だけのバーコードより情報密度が高い。専用の機械（「スピーチオ」または「テルミー」）で読み取ると、日本語約 800 字分の文章の音声による再生や、点字、テキストなどでの出力ができる。SP コードにより、視覚障がいのある人が第三者に依頼することなく、知りたい情報を自分で手に入れやすくなる。

医学的リハビリテーション

主に医療機関において医師、看護師、理学療法士、作業療法士などのリハビリテーションスタッフが個別リハビリ計画を策定し、利用者の同意を得て、サービスの提供を行う。

具体的には、障がいの予防、早期発見から診断、治療、総合評価、看護、理学療法、作業療法、言語療法、心理療法、体育指導、義肢装具、ソーシャルワークといったスタッフのチームワークをもって行われ、生きがいを持った自立生活に至るリハビリテーション全過程に関わるサービスの基調をなすもの。

親子通所療育事業

親子ともに通所し、集団での活動や個別指導・子育てに役立つ情報の提供・助言を行う事業。

音楽療法

音楽療法とは、音楽を使って楽しく心身のリハビリテーション・健康維持・老化遅延を目指すもの。歌をうたったり、楽器を演奏することにより、精神的にはストレス発散を促し、身体的には音楽にのり、日常あまり使わない筋肉や関節を動かすことで、自然なりハビリにつながる。

音声訳

視覚障がいのある人などに伝えるために、文字などを音声化すること。

か

学習障がい（LD）

英語の Learning Disabilities：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推理する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がい。

完全参加と平等

国際連合は、障がい者の権利宣言の趣旨に基づき、1981年を国際障害者年とすることを宣言し、世界で4億5000万人といわれる障がいのある人の「完全参加と平等」の実現を目指して、集中的な行動を行う年と決定している。

健康プラン21

市民が生涯にわたって、健康で生きがいを持って暮らし続けていけるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、それを社会全体で支援する環境づくりを推進していくことを目的に策定。計画の期間は、平成16年度から25年度までの10年間。

権利擁護（アドボカシー）

人が本来持ち合わせている「権利」が侵害・実行できないような状況にある場合、その権利がどのようなものであるかを明確にし、その権利の救済や権利の形成や獲得を支援する。また、その権利に関する問題や課題を自らが解決できるよう、必要な様々な支援を行うこと。

更生施設

生活保護法による保護施設のひとつ。身体上または精神上の理由により養護および補導を必要とする者を収容して、生活扶助を行うことを目的とするもの。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者、障がいのある人などの円滑な移動及び建築物等の円滑な利用の確保するため、旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者や障がいのある人などの計画段階からの参加を得て、これら施設の一体的な整備を推進するための措置などを定めている。

個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して的確な教育的支援を行おうとする計画。

さ

支援費制度

支援費制度は、これまで、行政が「行政処分」としてサービスを決定してきた「措置制度」を改め、障がいのある人がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者が、契約に基づきサービスを利用するという制度。障がいのある人の自己決定が尊重されるとともに、利用者と施設・事業者が直接かつ対等の関係に立つことにより、利用者本位のサービスが提供される。この制度は平成 15 年度から実施され、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法へ移行した。

J - A L E R T

大規模災害や他国による武力攻撃などの緊急事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星(SUPERBIRD B2)を利用して瞬時に地方公共団体に伝達する。

次世代育成支援対策行動計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成されることを目的に、子育て家庭への支援や子どもが健やかに育つ環境の整備など、子育て・子育てにかかわる施策を総合的、計画的に推進するため、平成 17 年 3 月に策定。平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間に前期計画とし、平成 21 年度に平成 22 年度から 26 年度までの後期の行動計画を策定する。

自閉症

脳の中樞神経に何らかの先天的な問題がある脳の発達障がい。早期幼児自閉症とも呼ばれる。その症状として、環境の情報を正しく位置づけられない、言葉の意味が理解できず共感的コミュニケーションが取れない、行動の様式や興味の対象が局限され同じような行動を反復するというもの。

重点施策実施5か年計画

平成 15 年度から 24 年度までの 10 年間に計画期間とする「障害者基本計画」に基づく諸施策の着実な推進を図るため策定された計画。平成 20 年度から 24 年度までの後期 5 年間に重点的に取り組むべき課題について、120 の施策項目と 57 の数値目標、その達成期間を定めている。

授産施設

身体上・精神上の理由または世帯の事情により就業能力が限られている者を入所・通所させ、就労または技能の習得のために必要な機会・便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設のこと。

障がい児

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児及び精神障がい者のうち18歳未満の者をいう。

障害者基本計画

平成5年に、平成5年度からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」(以下「新長期計画」という。)が策定された。新長期計画は、その後同年12月に改正された「障害者基本法」により同法に基づく障害者基本計画と位置付けられた。平成14年12月には、新長期計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障がいのある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた新しい障害者基本計画が策定された。

障害者権利条約

平成18年12月に国連総会本会議で採択された。障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。平成20年現在、日本は署名しているものの、批准はしていない。

障がい者雇用率

雇用障がい者数を企業全体の労働者の総数で除した数値。事業主は、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める法定雇用率によって求められる法定雇用障がい者数を雇用する義務を負う。

障害者就労・生活支援センター

障がいのある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO法人などで、障がいのある人が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行う。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がいのある人がその持っている能力と適性に応じ自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの給付などの支援を行うことにより、障がいのある人などの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。平成18年4月1日施行。特徴として 障がいの種類（身体、知的、精神）により異なっていた福祉サービスの一元化サービスの利用量と所得に応じた利用者負担（原則1割）の導入などがある。

障がい者の日・障がい者週間

「障がい者の日」とは、国際障がい者年を記念し、障がい者問題について、広く人びとの理解と認識を深め、障がいのある人の福祉の増進を図る目的で設けられた。「障がい者の日」は、毎年12月9日。「障がい者週間」は毎年12月3日から9日までの一週間。

障がい福祉教育

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う態度を育て、共に生きる人間の育成を目指すもの。

障がい福祉サービス

障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。障害者自立支援法に基づく「介護給付」、「訓練等給付」及び市が実施する「地域生活支援事業」に大別される。該当するサービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要がある。

小規模通所授産施設

平成12年12月改正社会福祉事業法の施行により「小規模通所授産施設制度」が創設。これまでの社会福祉法人の要件が緩和され、資産1,000万円と1ヶ月の運営資金の確保で良いこと、施設の所有については借地・借家で可能、間取りなどについても制約が少なくなっている。また、身体・知的障がい混合の利用が可能。

作業所が運営委員会によって運営されるのに対し、小規模通所授産施設は法人（理事会）によって運営される。一法人が複数施設を運営することが可能で、また地域生活援助事業（グループホーム）・居宅介護支援事業（ホームヘルプ事業）など関連事業も行うことができる。

自立支援医療（精神通院）

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年4月1日から自立支援医療（精神通院医療）が実施されている。精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度。

身体障がい者

身体障害者福祉法により、18歳以上の者であって、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。

身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸、免疫の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

生活訓練施設

病状が安定して入院の必要はないものの、社会生活を営む上で、まだ一定の援助が必要な人で家庭や住宅の事情などで住環境の確保が難しい人が利用する施設です。共同生活の中で助け合いながら社会生活がうまくできるように訓練して自立を目指す。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群を指す。高脂血症・高血圧・糖尿病・心筋梗塞・動脈硬化・脳梗塞・癌などが挙げられる。

生活の質（QOL）

ある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることができているかを計るための尺度として働く概念。当初は癌患者の活動支援の目安に使われてたが、最近ではより幅広く解釈されるようになり、心理・社会的な豊かさも含めて、心の問題や高齢者の生きがい、住宅などの環境問題にまで使われるようになっている。

精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護の対象としている。

精神障がい者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認められた者に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができる。

成年後見制度

知的や精神などに障がいのある人で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

た

第2次地域福祉計画

地域福祉に関する具体的な事業や施策の推進を図るため、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定。計画の期間は、平成17年度から26年度の10年間。

第4次高齢者総合福祉計画

平成27年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、対象者及び関係者の実態と意向を反映するとともに、地域の実情に応じた特色を明確化し、介護保険法第117条第4項の規定に基づき、「介護保険事業計画」と「老人福祉計画」を一体のものとして策定。計画の期間は、平成21年度から23年度の3年間。

介護保険事業計画：地域の実情に応じた介護サービスや自立した生活を支援する事業の内容と量を的確に把握し、介護などを要する人が尊厳を保持し、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図る。

老人福祉計画：高齢者などの健康づくり、生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援などを通して、自立と社会参加を促す高齢者福祉事業全般にわたる供給体制を確保し、総合的なサービス水準の向上を図る。

第五次春日井市総合計画

総合計画は、本市の最上位の計画であり、まちづくりの指針となるもので、市がめざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定める。

計画期間は、平成20年度を初年度として、平成29年度を目標年次とする10年間。

地域生活支援事業

障害者自立支援法によって法定化された事業であり、法律上、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が定められている。市町村などは、障がい者が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

チームティーチング講師

チームティーチングとは、学級の指導に1人の教員だけでなく、複数の教員がチームをつくり、児童生徒の指導に当たる授業形態をいい、それに携わる講師。

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

英語の Attention Deficit/Hyperactivity Disorder：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

通所リハビリテーション

日帰りで通い、利用者の心身の機能維持回復を図る理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行うサービス。

デジタル同報無線

防災行政無線（同報系）をデジタル化することにより、アナログと比較して、親局と拡声子局間で復信方式の連絡通話が可能となるほか、データ通信が可能となり、データ通信を用いたサービスが実現可能となる。

特別支援学級

学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により「特殊学級」から名称変更されたもの。障がいのある児童生徒のために、学校教育法第75条の規定により小中学校等に設置される学級で、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいがあり特別支援学級において教育を行うことが適当な児童生徒を対象としている。

特別支援学校

障がいのある児童生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障がいによる困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校・聾学校・養護学校と呼ばれていた学校が特別支援学校となり複数の障がいを扱える学校として位置づけられた。

特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など発達障がいも含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者の相談窓口となったり、学校関係者や就学前、進学先の教育機関、医療機関などとの連携や調整を行ったりする。障がいのある児童生徒を支援するための「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成や、諸機関との「連携」をコーディネートできるなどの実践的能力が求められる。

特別支援教育支援員

食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LD の児童生徒に対する学習支援、ADHD の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う者。

な

難病患者

難病については、昭和 47 年の難病対策要綱に、「(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。

21 世紀あいち福祉ビジョン

本格的な少子・高齢社会を迎えて、これからの福祉社会のあり方をより新しい視点で整理し、長期的な展望の下に愛知県の福祉の進むべき方向を明らかにしたもの。

このビジョンは、県民一人ひとり、ボランティア、NPO（民間非営利組織）、社会福祉法人、社会福祉協議会、市町村等が協働して福祉を推進していくための基本指針。

計画期間は、平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間。

は

発達障がい者

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥/多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされている者。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいを持つ者の援助等について定めた法律。発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを定めている。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

人にやさしいまちづくり推進計画

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心して生活することができるよう、バリアフリーのまちづくりをめざして、平成7年度に策定。歩車道の段差解消、公共施設に障がい者用トイレの設置、店舗等の民間施設改善に対する助成、モデル地区内の交差点に歩行者支援システムの設置などを推進。

福祉工場

作業能力はあっても、人間関係や健康管理などの事情から、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人が、自立と社会参加に向けて働いている企業的色彩が濃い工場のこと。

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し生きがいをつくるという意味あいがある。

防災行政無線

「地域防災計画」に基づき、災害時に地域における防災、応急救助、災害復旧に関する情報収集・伝達に使用することを主な目的とし、平常時には一般行政事務の連絡などに活用されている。

訪問リハビリテーション

リハビリ専門職が家庭を訪問し、実際に生活している場面で行うリハビリ。おおむね30分～1時間行う。リハビリ専門職とは、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）のことをいう。

保健計画（改定版）

生涯にわたる健康づくりを支援し、市民一人ひとりが健康で自立した生活を送ることができるよう地域保健に係る基本計画として策定。健康的な生活習慣の確立、疾病の早期発見・早期治療など、各種施策の推進を図る。計画の期間は、平成18年度から27年度までの10年間。

補助犬制度

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになった。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、また障がいのある人、障がいのない人の別なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念。1990年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス Ronald Mace 博士（1941 - 1998）が提唱したものの。

要約筆記

聴覚に障がいのある人（とりわけ中途失聴者など）への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいう。

ら

療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。

療育手帳

児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。

療護施設

身体障害者福祉法に基づき、常時介護を必要とする 18 才以上の重度の肢体不自由者で、一般家庭で生活することが困難な者が入所し、必要な介護や援助、治療を行う生活の基盤となる施設。

春日井市障がい者総合福祉計画

発行日 平成21年3月

発行 春日井市役所 健康福祉部 障がい福祉課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568 85 6186

FAX 0568 84 5764